

令和8年3月5日

1. 出席議員

1番	高橋	信広	12番	堤	康幸
2番	花下	主茂	13番	石橋	義博
3番	坂本	治郎	14番	牛島	孝之
4番	水町	典子	15番	服部	良一
5番	古賀	邦彦	16番	中島	信二
6番	久間	寿紀	17番	栗原	吉平
7番	原田	英雄	18番	三角	真弓
8番	小山	和也	19番	森	茂生
9番	高山	正信	21番	川口	誠二
10番	川口	堅志	22番	橋本	正敏
11番	田中	栄一			

2. 欠席議員

20番 栗山 徹雄

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長	秋山	勲
事務局 長補佐	加藤	邦博
事務局 次長	野村	美幸
事務局 主任	古賀	真知子

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	簗 原 悠太朗
副 市 長	原 亮 一
教 育 長	城 後 慎 一
未来創造戦略室長	丸 山 隆
総 務 部 長	坂 田 智 子
企 画 部 長	田 中 和 己
市 民 部 長	牛 島 新 五
健康福祉部長	平 武 文
建設経済部長	山 口 幸 彦
教 育 部 長	馬 場 浩 義
総 務 課 長	清 水 正 行
財 政 課 長	鵜 木 英 希
防災安全課長	毛 利 昭 夫
D X 推 進 室 長	(清水正行)
企画政策課長	石 橋 信 輝
定住対策課長	松 本 伸 一
環 境 課 長	松 藤 洋 治
健康推進課長	末 廣 英 子
建 設 課 長	木 村 孝
農業振興課長	栗 原 勝 久
林業振興課長	月 足 和 憲
第一整備室長	堤 辰 幸
上下水道局長	松 尾 正 久
学校教育課長	高 巢 雅 彦
スポーツ振興課長	栗 山 哲 也
農業委員会事務局長	石 橋 武

議事日程第5号

令和8年3月5日（木） 開議 午前10時

日 程

第1 一般質問

(質問の順序)

- 1 高橋信広議員
- 2 花下主茂議員
- 3 古賀邦彦議員
- 4 堤康幸議員

本日の会議に付した事件

第1 一般質問

午前10時 開議

○議長（橋本正敏君）

おはようございます。一般質問4日目でございます。本日も最後までよろしく願いいたします。

お知らせいたします。高橋信広議員、花下主茂議員、古賀邦彦議員要求の資料を配信いたしております。

なお、20番栗山徹雄議員から欠席届を受理いたしております。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条の規定により配信しておりますので、御了承願います。

日程第1 一般質問

○議長（橋本正敏君）

日程第1. 一般質問を行います。

順次質問を許します。

1番高橋信広議員の質問を許します。

○1番（高橋信広君）

皆さんおはようございます。議席番号1番の高橋信広でございます。いよいよ一般質問も最終日となりました。最後までどうかよろしく願いいたします。

傍聴においでいただいている皆様、そして、インターネット中継で御覧いただいている皆様、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、通告に従いまして一般質問をいたします。

本日は、人口減少対策について、健康寿命の延伸について、道路河川愛護についての3点についてお聞きいたします。

最初に、人口減少対策について伺います。

昨年10月21日に、女性として初の高市早苗首相が誕生いたしました。所信表明演説において、日本の最大の問題は人口減少であるとの認識に立ち、こども・子育て政策を含む人口減少対策を検討し、具体性を構築します。また、テクノロジーや地域資源を活用した付加価値の創出、地域外へのビジネス展開支援、二地域居住を含む関係人口創出、稼げる農林水産業の創出等を通じて、農山漁村、中山間地域をはじめ、地域、地方に活力を取り戻しますと。人口減少対策並びに地方重視の方針を表明されました。

中でも、関係人口の創出については、来年度創設予定のふるさと住民登録制度等によって、地方における経済社会活動の活性化に資するものと考えております。

そこで、関係人口をはじめとした人口減少対策についてお聞きいたします。

次に、健康寿命の延伸について伺います。

高市首相は、昨年10月の所信表明に続き、先月20日の施政方針演説において、データヘルスや保険者機能の強化、健康経営に取り組む地域企業への支援、がん検診、歯科検診の推進を通じ、攻めの予防医療を具体化させます。

健康寿命の延伸を図ることで、みんなが元気に活躍し、社会保障制度を含めた社会の支えになっていただくようにしますという過去に例がない攻めの予防医療を掲げ、病気を防ぐための守りではなく、健康をつくるための攻めの姿勢、その先には、寿命を延ばす医療から健康な期間を延ばす医療への転換と捉えることができると思います。このような転換期に、本市はスポーツ・健康づくり都市宣言を発出して丸10年を迎えようとしております。

そこで、攻めの予防医療という視点を含め、健康寿命を延伸させるための次のステージをどのように考えているのかをお聞きいたします。

最後に、道路河川愛護について伺います。

現状として、平たん地域と中山間地域の不公平感や、特に中山間地域の担い手不足という大きな課題があります。早期に一定の解決策を見出した上で実行に移す必要があると考えます。そこで、報償金制度の見直しと担い手不足の解決策に絞ってお聞きいたします。

あとは質問席にて順次お聞きいたしますので、執行部におかれましては、明快な回答をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○市長（簗原悠太郎君）

皆さんおはようございます。一般質問最終日もどうぞよろしくお願いいたします。

1 番高橋信広議員の一般質問にお答えいたします。

1、人口減少対策について、(1)本市として関係人口はどのように定義づけ、創出・拡大による成果指標をどのように考えているのかというお尋ねでございます。

関係人口の創出・拡大は、人口減少対策として重要な政策であると考えております。関係人口の国における定義は、移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこととなっております。

また、成果指標につきましては、現在策定を行っている第5次八女市総合計画後期基本計画において、年度中のふるさと納税寄附者数、二地域居住体験者数、東京八女ふるさと会会員数などを基準値とした指標を設定したいと考えております。

(2)来年度創設のふるさと住民登録制度に対する現段階での取り組む考えはというお尋ねでございます。

ふるさと住民登録制度は、昨年6月に閣議決定された地方創生2.0基本構想において、関係人口を可視化する仕組みとして創設されたものでございます。

従来より全国各地の自治体において、関係人口創出に関する取組が実施されております。国は、関係人口の規模や地域との関係性などが可視化できていないこと等を課題と捉え、住所地以外の地域に継続的に関わる方々を登録する仕組みとして、ふるさと住民登録制度の制度設計を進めていると認識しております。現段階は、自治体からの意見等を求めながら、先進事例の整理やアプリ開発等を行っている状況と認識しており、本市といたしましては、今後の国の動向を踏まえながら制度の活用を検討してまいります。

(3)若い世代に出会いの場や機会を提供することは重要な課題であるが、今後、八女・筑後結婚サポートセンターとの連携をはじめどのようなスタンスで取り組んでいくのかというお尋ねでございます。

本市では、平成23年度より近隣自治体の筑後市、広川町と構成する八女・筑後結婚サポートセンター運営協議会を設置し、結婚相談及びパートナー紹介並びにイベント等を開催することにより、独身男女に出会いの場等を提供し、未婚化及び晩婚化の流れを変え、少子化対策につなげるとともに、定住促進を図っております。

同センターの実績としましては、例年一定の成果を上げており、今後もこの連携の維持・向上に努めるとともに、本市としては、若年世帯家賃等支援補助事業や結婚新生活支援事業等の若年世帯への経済的支援も含め、様々な取組を通して、結婚を望まれる方が安心して暮らすことができる環境を整えてまいります。

2、健康寿命の延伸について、(1)スポーツ・健康づくり都市宣言を発出して、間もなく10年になるが、宣言の意義と課題をどのように捉えているのか。また、健康寿命の延伸を目

指す次のステージに向けた考えはというお尋ねでございます。

本宣言の意義は、市民の皆様健康意識を高めていただき、健康診断の受診やスポーツへの親しみを通じて、健全な生活習慣による健康寿命の延伸を図っていただくための指標とすることにあります。

現代社会におきましては、医学の進歩により平均寿命が延伸する一方で、生活環境の変化による食生活や運動習慣の乱れから、生活習慣病が増加しております。生涯にわたり健康的な生活を維持するため、具体的な実践活動を市民に浸透させていくことが課題となっております。

今後も、健康診断による健康状態の把握を促すとともに、適正な運動や食生活の普及・啓発に努め、健康寿命の延伸に向けた取組を推進してまいります。

(2) 特定健診をはじめとした健康診査の受診率を向上させるために、今後どのように取り組むのかというお尋ねでございます。

健康寿命を延伸する上で、市民の皆様健康診断を受診していただくことは大変重要となっております。健康診断の結果に基づいた適切な保健指導や、病気の早期発見・早期治療につなげることで、生活習慣病等の重症化予防を図ってまいります。

今後も受診率を向上させるため、健康診断受診のサポート体制を整え、受診率が低い層に対してより効果的な啓発を実施するなど、多角的に受診率向上の取組を進め、市民の健康増進・健康寿命の延伸に寄与してまいります。

次に、道路河川愛護について、(1) 報償金制度の抜本の見直しについて、方向性は明確になっているのか及び(2) 中山間地域を中心とした担い手不足に対する具体策については、一括して答弁をいたします。

現在、各地域で道路河川愛護活動について取り組んでいただいておりますが、行政区長や市民の皆様から様々な意見をいただく中で、特に中山間地域は、過疎高齢化による人手不足が深刻であるなどの課題を認識しております。そういった現状を踏まえ、作業困難な箇所等については、施設管理班や市が委託した事業者によって伐採作業等を行っております。引き続き地元での取組を基本としつつ、今後も地域の声を聞きながら、報償金制度による支援の在り方も含めて、効果的な道路河川愛護活動の在り方について検討してまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○1番（高橋信広君）

最初の人口減少対策について、(1)と(2)は合わせて質問していきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。

総務省のほうは、関係人口の規模や地域の関係性を可視化し、地域の担い手確保や地域の活性化につなげる目的で、このたびふるさと住民登録制度というのを創設すると言われてお

ります。1月19日から2月20日、この期間にふるさと住民登録制度モデル事業というのを自治体を対象に募集しておりまして、また、1月26日にはふるさと住民登録制度の創設についてという制度の概要を公表しております。そして、年度内にはガイドラインを示すということが明記されております。

このような動きの中に、本市として、先ほど市長答弁の中には、いわゆる一般的な関係人口というのを定義ということでお示しいただきましたけど、本市としてどう考えているかというところを改めてお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

御説明申し上げます。

まず、ふるさと住民登録制度につきまして、その内容、概要についてまず簡単に触れさせていたいただきたいと思っておりますけれども、こちらは地方創生の事業の一つとして位置づけられております。今の地方創生は、人口減少を正面から受け止めるという中で、人を増やすだけでなく、移住・定住も継続しながら、様々な人が持つ潜在的な地域への思いとか可能性、これを形にしていく取組を進めるべきだという国の考えがございます。

これまで多くの自治体が関係人口政策を実施してきておるわけですが、関係人口の実態というものがなかなか可視化できていなかったということで、国がここを課題と捉えて、今後可視化する登録アプリの開発とか、そういったところに今動き出したというところでございます。登録者の実数としましては1,000万人、延べ人数1億人という目標も掲げて、国家規模で進めていくという流れになっております。

それと、具体的な仕組みとしまして、大きく2つの枠組みがございます。

今、議員もおっしゃいましたけれども、1つは、応援したい地域の商品を購入したり、繰り返し観光に行くなど関わりを持つ地域経済に関わるベーシック登録というものが1つ。もう一つは、より深い地域との関わりを持つ地域の担い手となる方についてはプレミアム登録というこの2種類の登録制度を設けて、今、制度設計が進められているということでございます。

本市におきましてですが、先ほど市長答弁にもございました総合計画後期基本計画の成果指標の中にも、この関係人口については記載しようと考えておりまして、その内訳としまして、このふるさと住民登録制度もカウントしていきたいという考えを持っているところでございます。

今、国のほうがモデル事業の選定を行ってアプリの開発等に着手しておりますので、そういった動向をしっかりと見ていきたいと思っておりますが、恐らく特に地域の担い手となる部分の人については、これは各自治体で受皿の整備とかもしっかりやっていく必要があるんだろうと思いますので、そういった国の動向を見ながら、今後、各自治体がどのような形で対応して

いくのか、そこをしっかりと見極めて、前向きな検討を進めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

今の回答からいくと、これから住民登録の動きによってこの定義というのも少し変わってくるということだと思うんですね。

現在のところ、このふるさと住民登録制度にまだ入っていませんので、先ほどお話があったようなふるさと納税をやっていた方、二地域居住の方々、東京八女ふるさと会もおっしゃっていましたね。そういうところを定義という、そういう方々をカウントしているということの理解でよろしいですかね。

その中で、東京八女ふるさと会も私も3回参加させていただきましたけど、東京あるいは関東におられる八女市出身の方はまだまだいらっしゃるような気がしますし、ここが拡大することで将来的に貢献いただくとか、いわゆる関わりがもっと強くなる人がおられるんじゃないかと思いますが、ここの強化という部分ではどうお考えか、これはいらっしゃらないので、室長よろしいですか。

○未来創造戦略室長（丸山 隆君）

お答えをいたします。

東京八女ふるさと会についてでございますが、まずこの会の参加者数につきましては、令和5年度以前についてはコロナの関係で開催がされなかったんですが、令和5年度につきましては116名、6年度については121名、7年度においては135名ということで、若干ではございますが、増加傾向にあるというところでございます。

この東京八女ふるさと会につきましては、今、議員おっしゃるように、八女市とそれから東京圏等に住まれる出身者、それから八女市を応援いただく方とおつなぎする大切なコミュニティと考えております。

これまでもおいても、ふるさと納税であったり、企業版のふるさと納税、こういったものに大変貢献をいただいております、今後も八女の応援者ということで関係性を大切にしていきたいと。また併せてこの規模の拡大ということにも努めていきたいと考えております。

また、昨年このふるさと会において、高橋議員も御存じかと思いますが、会員さんの中で写真家の方がいらっしゃいまして、その方が八女に来ていただいて、この八女の風景を撮影してもらって、その会の中でスライドでずっと流されておりました。そういった中で、ほかの会員さんでぜひ行ってみたいというお声もいただいております、まずそういった方々に八女にぜひおいでいただきたい、足を運んでいただきたいという取組も併せて今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

東京八女ふるさと会については、まだまだ伸び代があるというか、八女市にとって非常に貴重な人材がまだまだ隠れていらっしゃるんじゃないかと思しますので、ぜひこれからいろんな方々を通じて拡大していただくよう、これはお願いしたいと思えます。

それから、今回、少しふるさと住民登録制度に詳しくということを考えておりましたけど、まだ制度的に決定したこと——決定というか、ガイドラインも出ていませんので、また改めてお聞きしたいとは思いますが、ただ関係人口という視点では、市長にお聞きしますけど、総合計画のほうにも、いわゆる指標として、たしか約11万人程度のところを13万人という目標も組まれております。

そういう中で、ふるさと住民登録制度がこれから創設されることも含めて、関係人口ということに対してどういう見解をお持ちか。私の中では、今まで関係人口という言葉が独り歩きしていますが、じゃ、どういう方々でどういう貢献をしていただくとなかなか見えなかった、それが一つの今回の国の制度であると感じますが、市長の見解をお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この関係人口の今後さらなる拡大については、議員御指摘のとおり、今後の八女の発展のためには必要不可欠だと考えております。

今回の議会の一番最初、施政方針演説の中でも申し上げたとおり、今後、2040年ビジョンを策定する中で、人口減少に適用するというのを申し上げましたけれども、やはり日本全体の人口が構造的に減少していく中で、大規模な八女だけが人口を維持する、増加するというのは、そこはもう物理的に難しいという中で、では人口が減っていくのをそのままただ受け入れていくかということ、まさにそういったときに関係人口や交流人口といった、定住までには至らなくても八女に関心を持ってもらう、何らかの形で八女に関わりを持って八女の発展に貢献してもらう、そういった人材をこれから、そういったつながりを増やしていく、強めていくことが非常に大事だと考えております。

そういった中で、議員御指摘のとおり、これまで関係人口という言葉はもう長年使われていたと思うんですが、その定義というのも冒頭の私の答弁の中で申し上げましたが、まだそれでも国の定義の中でもはっきりとしない、どこまでが関係人口なのか、どこまでが交流人口なのか、そういったところも曖昧でございますし、まさに国もそういったところに問題意識を持って、このふるさと住民登録制度がこれからつくられるものと捉えております。

これは課長答弁の中にもあったように、今まさに国のほうでも制度設計が行われておりますけれども、関係人口の明確な定義づけであったり、見える化というところも大事だと思う

んですが、今、デジタルツールの進展、オンラインで仕事をするということが当たり前になりつつある中で、本当に二拠点居住、1年間で数日だけ地方に行くではなくて、本当に半分、半分といったような暮らしをするときに、行政サービスを受けるという点でも、一つの自治体にしか住民票がないというのが本当に何か課題として浮かび上がってきている部分もあると思います。そういったところの解決策も、このふるさと住民登録制度がこれから充実していく中で図られていくのかなと思います。

そういったところの国の検討状況というのをしっかりアンテナを張りながら、今後、自治体に活用の呼びかけだったり等あると思いますので、そこはぜひ積極的に八女市としては活用をしていく方針で、国とのやり取りもしながら、今後検討を図ってまいりたいと思います。以上です。

○1番（高橋信広君）

関係人口については、改めてよろしくお願ひしたいと思います。

次に、八女・筑後結婚サポートセンターのことをまず聞きたいと思いますが、現在、この八女・筑後結婚サポートセンターの現状、資料は出していると思いますが、資料を基に現状というところと、今この資料を含めて課題というのをどう考えておられるのか、これについてお答えいただければと思います。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

八女・筑後結婚サポートセンターでございますけれども、先ほど市長答弁ございましたとおり、平成23年4月から開設いたしております。

議員に配信いたしております実績の資料を御覧いただきますと、まず会員数、6年度末で250名、それからお見合いの組数として244組、イベントカップル成立組数34組、成婚組数15組ということで、年々横ばい程度でございますけれども、ある一定の成果を上げていると認識しているところでございます。

それに加えて、コロナが発生しました令和2年以降も、どこのイベントも自粛されるような状況でございますけれども、センターとしては感染対策を徹底しながら、イベントを開催したり、お見合いを開催していただくなどの努力は報われた結果であるということで、組数としても成婚組数平均15組をキープしていただいている状況でございます。

課題といたしましては、八女市の会員数が資料には記載しておりませんが、直近の推計値で、八女市が26.41%、筑後市が25.54%、広川が10.39%、その他の自治体が37%程度でございます。なかなか八女市の会員数が伸び悩んでいるという状況でございます。

当センターの協議会の2市1町の協議会の中でも、これは問題視されているところでもございますけれども、本市としましては、会員数の目標を3割程度、30%以上を目標に会員数

を伸ばす方策に取り組んでいくべきじゃないだろうかと思っているところでございます。

それから、この社会情勢の変化に伴いまして、センターの手法でございますけれども、お見合い形式で行う手法というのは大変貴重な手法でございます、ただ単にカップルをつくるということだけではなくて、やはり大人としての心構え、それからマナー、エチケットなどを指導していただくということで末永く付き合える機運の醸成をしていただいております。

引き続き、八女・筑後結婚サポートセンターの知名度を高めながら活性化を図っていくことが課題であると捉えているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

今、課題というところで、八女市の会員数というところは、実は資料でも出てきません。直近のやつで30%を切るということですが、意外なところがその他、八女市、広川町、筑後市以外のところが38%もあるということにはちょっと驚いているんですが、八女市と私も、サポートセンターのK代表には機会があれば会っているんですが、我々の考えと若干違うところもございます。代表の立場としては、できるだけ広域で会員数を増やすことで組数を増やしたいということではあるんですが、八女市から見れば、特に八女市の男性の会員数を大幅に増やすことがメリットというか、組数が増えるということになりますので、そういう視点を含めて、今後、センターのほうではホームページしかSNSではないです。ユーチューブもありませんし、フェイスブックもございません。そういうことを含めて、八女市としてSNSを活用しながら会員数を増やすということをぜひやっていただいて、結果的には組数が増えたということをやっていただければと思うんですが、いかがでしょうか。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

八女市の会員数を増やす方策といたしましては、年に数回ほど広域で事業を行っております。その事業の一つとして、このセンターのほうから会員数が伸び悩んでいますという御相談を受けまして、この協議会のほうで話しました結果、チラシを作成いたしまして、これは地道な手法でございますけれども、この2市1町の全戸配付をしていたところでございます。

この効果といたしましては、配付した後に、八女市8名、それから、筑後市は5名と、若干でございますが、会員が伸びたというところでございます。

それから、先月、べんがら村のほうで婚活のイベントを県主催で行ったときにも、このセンターの啓発チラシを配布いたしましたところでございます。

先ほど議員おっしゃられましたとおり、やはりSNSというのが今主流でございますので、そういったDXを通じて、幅広く若者の方々に知っていただくような手法を今後も検討して

いきたいと思っっているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

分かりました。これは回答は要りませんが、少し私のほうから要望として、この八女・筑後結婚サポートセンターはK代表と女性1人、2人体制でやっていただいています。この2人の組合せということも踏まえて、次の世代というか、若い人を職員として活躍していただくほうが、これからの時代に合うのかなど。K代表も御高齢でもございますので、次を見据えた体制づくりに関与していただいて、自治体が3つですけれど、八女市が主導権を取って、そういうところにも踏み込んでぜひやっていただきたいと思っておりますので、ここについては要望として言っておきます。

それから、一つ八女・筑後結婚サポートセンター以外で、こういう婚活に対しての活動支援というところがあればお聞かせください。

○定住対策課長（松本伸一君）

お答えいたします。

このサポートセンター以外に婚活事業として行っている事業といたしましては、地域婚活サポート育成事業という事業を行っております。これは平成28年度から行っている事業でございます。これは地域の特性を生かした婚活事業を行っている団体に助成を行っているところでございます。行政と地域等が一体となって婚活を後押しする機運の醸成、促進を図る事業でございます。

コロナが明けまして、令和5年度は1件、それから3組成立いたしております。6年度は3件、7組カップルが成立いたしております。今年度も2件の申請を行っているところでございます。この地域で行われる婚活というのは、やはり貴重な事業だと捉えているところでございます。

もう一つ、新しく来年度から予定をいたしております事業でございますけれども、これにつきましては、現在、若い世代がなかなか周辺の方々に知られたくないという機運もございまして、オンラインが進む状況の中で、新しい時代の交流形式を提供することで、出会いの場を創出するようなメタバースマッチングのイベント事業を計画いたしておるところでございます。これは令和の時代になりまして、婚活の一つ手前のフィールドといいますか、友活、それから、恋活等も新たなターゲットといたしまして、緩やかに結婚への機運の醸成を図ることができるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

承知しました。

結婚を望む人たちに対してどういう支援をするかという視点でやっていただいていると思うんですが、この考えについては自治体間で相当開きがあると私は認識しております。

例えば、近隣で言えば、朝倉市であれば「あさくら“縁”結び課」という課がございますし、佐賀県武雄市であれば「お結び課」ということを設置して結婚までのサポートをします。多分、周辺にそういう事業者がないという環境もあるかもしれませんので、八女市としては今のサポートセンター、プラス、先ほどおっしゃったそういうところを支援していただいて、少しでも組数が増えるようにやっていただくということをお願い申し上げます。

次の課題に移りたいと思います。

健康寿命の延伸についてでございますが、冒頭に高市首相表明、攻めの予防医療と。この予防医療という言葉なんですが、ちょっと誤解を招くとあれなので、少し御説明しておきますと、この予防医療というのは医療機関の問題ではなくて、病気の発症を未然に防ぎ、健康を維持促進するための医療の取組であるということで、3つの予防があると言われていています。1次予防、これは健康な生活習慣、例えば、食事であるとか運動、睡眠というところの予防をしっかりすると。そして、予防接種というところまで入るのが1次予防と言われていています。

それから、2次予防というのが健康診断、がん診断とか、そういう病気じゃない病気を抑え、抑制すると。早期発見するためにやる。これが2次予防と。3次予防については既に発症した病気の再発や合併症を防ぐということで、予防医療ということは医療機関の問題じゃないかという誤解を招きますので、あえて申し上げます。

さて、高市首相が攻めの予防医療というところに力点を置いておられるということをお申し上げしましたが、大きな背景は、これは医療費にあると思います。医療費がもうほぼ50兆円に近いです。国家予算の40%を超えているというところが大きな課題だと思っています。

そういう中で、私も先週、本屋さんを見ていましたら、八女市出身の堀江貴文氏、ホリエモン、堀江さんの予防医療という本に出会いまして、これを読んでみたんですが、内容は、9人の医師、それから、医療研究者の取材を基に書かれたものでございます。

実業家らしく、特定健診であったり人間ドック、これを受けることで、経済的なメリットがどれだけあるかという視点で、実業家としての予防とお金とどう関わるかという本になっています。

例えば、人間ドックを毎年受診すると、5年間で330千円の医療費が削減できるであるとか、胃カメラ、大腸カメラというのは、検査費は23千円ほど、月にすれば2千円程度ですね。それでもって、月間300千円以上の経済的損失がカバーできるという試算をされております。

堀江氏の考えというのは、多分、予防は究極の医療ということが根底にあるんじゃないかと思います。私自身も読んで大変共感し、なるほどということがたくさんございました。

そこで質問に入りますが、スポーツ・健康づくり都市宣言、これを発出してもうすぐ10年

になります。このことに対して、ここで目標というのは健康寿命の延伸ということを書かれております。この健康寿命がもし分かればいいんですが、どの程度伸びたかというのは分かりますか。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

データヘルス計画を策定しましたときに、そちらの計画のほうに載せておるんですけども、八女市の健康寿命、男性のほうは79.1歳、女性のほうは84歳になっておりまして、福岡県、全国が男性のほうは80.1歳、福岡県の女性が84.6歳、全国は84.4歳ということでございまして、実は八女市の健康寿命は、令和4年度時点では男女とも全国、福岡県よりも低い状況になっているという状況でございます。

令和8年度になりますけれども、今年度の健康寿命の把握をちょっと行ってないんですけども、来年度、データヘルス計画の中間報告がございまして、そのときに健康寿命のほうが出てくるかと思っておりますので、分かりましたらお伝えしたいと思っております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

このスポーツ・健康づくり都市宣言は、5つの目標というか、それぞれ市民が目指しますということがありますが、これが先ほど言いました予防医療ということが全部書かれていると思うんですね。

このスポーツ・健康づくり都市宣言が丸10年、丸10年だからどうだということで、またそれに対してイベントとかは計画はされていないようですが、これから新たなステージとして、健康づくりに対する意識、行動というところはこの10年でどう変わったか。この辺りをどう評価しているか、もし分かれば、これもよかったら部長お願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○健康福祉部長（平 武文君）

お答えいたします。

この10年間、スポーツ・健康づくり宣言に多くの方が御賛同いただきまして、行政以外にも企業様をはじめとして、多様な主体の参画でイベント等御協力いただいて、市民の健康意識の向上であったり、健診の受診率の向上、それとか受診の環境、そういったところに一定の成果は上げられたと評価しております。

ただ、やっぱり見方を変えますと、健診の受診率にしても若干頭打ち感というか、健康に対する意識の高い層の方には一定届いて、そういった行動につないでいただいているというところはあると思っておりますけれども、例えば、それが5割弱とすれば、その残りの方をどう健康志向のほうに向いていただくのかと、それがこれからの課題になるのかなと考えておりま

す。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

そういう課題もある中で、言われたように健康リテラシーという面では広がりがあるなど私自身も感じています。ただ、まだまだ無関心派の方もいらっしゃいますので、これから健康に対する意識行動というのをさらに向上させていただく必要があると思いますが、何らかのこの宣言から10年、新たな対策、例えば、健康づくり推進条例というのをつくられているところは近隣でもございますし、そういうことでさらに意識を高めるとか、新たな対策というところを何かお考えかどうか、これについても部長お願いします。

○健康福祉部長（平 武文君）

お答えいたします。

まず、健康づくりの取組というのは、常にこつこつと続けていくこと、愚直に、地道に続けていくと、呼びかけていくことがすごく大事なものなんじゃないかとまず基本的には思っているんですけども、やっぱりこれから必要になるかなと、これは組織的に議論はしておりますけれども、少し健康という定義を広げて、例えば、メンタル疾患とかも増えておりますので、ウェルビーイングとか、その方にとってその方が生き生きと生活するために必要なこと、こういった視点で、健康について個別化しながら取り組んでいくというのが、結果的に高い健康意識を持つ人を増やしていく、参加してくれることにつながるのかなとは考えています。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

承知しました。

次に、特定健診の資料、あるいはがん検診の資料も出していただきます。その中で、今年からですか、胃がんに対する検診のほうは、従来のレントゲン検査、バリウム検査と、もう一つ、胃カメラというのを導入していただいています。この内訳というか、今の状況が分かれば教えてください。

○健康推進課長（末廣英子君）

御説明いたします。

バリウム検査につきましては、こちらの資料のほうに載せております人数が、市で行いました当市の人数になるということでございます。

胃カメラのほうですけれども、八女筑後医師会と2市1町の協議が調いまして、医師会の御協力によって今年度から開始することができております。受診期間が6月から10月、八女筑後医療圏内の医療機関で実施したところでございます。そのうち、八女市の受診者数につ

きましては31件でございまして、そのうち、要精密検査が1件あったところです。また31名のうち、70歳以上が17名、50歳から70歳未満は14名ということでございました。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

これはデータの中には入っていないということで理解していいですね。承知しました。

このがん検診もそうなのですが、特に特定健診について徐々に上がっていることには評価しますが、上がった理由として、ナッジ理論を入れて、そういう声かけであるとか、やったことの効果というところがどうだったかということについて、もしよければお答えいただければと思います。

○健康推進課長（末廣英子君）

お答えいたします。

住民健診につきましては、宣言をいたしました平成28年度は、特定健診受診率は35.2%だったんですけれども、令和5年度には42%にまで伸びまして、これは議員おっしゃいましたように、ナッジ理論を活用しましたA I 勸奨はがきですとか、健康ポイントの成果だと思っております。

ただ、国保の健診受診率が伸びたことには変わらないんですけれども、これは国保の加入者の減少によりまして、特定健診の対象者も減少したことでありますとか、団塊の世代の皆様が積極的に受診されたということも要因だと考えております。

今後は無関心層の啓発ですとか、前期高齢者の受診の定着が課題ということでございますので、引き続き健診受診の向上に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ぜひこのナッジ理論の中にも、先ほど堀江氏が提案され、いわゆる経済的なプラスとか、この辺りをもう少しやるのも一つの手かと思っておりますので、ぜひ御検討いただければと思います。

最後に、この件で市長にお聞きしますが、健康寿命という言葉は、最終的には経済社会活動が長く続けられるということでございますので、仕事であるとか消費、社会とのつながり、ボランティアとか、人口減少をカバーできる一つの対策にも、これはあくまでも結果的ですけど、何よりも本人の生きがい、それからモチベーションの向上というのが期待できると私は思っております。

健康寿命の延伸に対して、市長の見解をお伺いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

この健康寿命延伸というのは、議員御指摘のとおり、今後の高齢化が進む中で八女市の今後の持続的な発展、まちづくりに当たっては非常に重要だと思っております。

よく高齢化は課題だと言われますけれども、高齢化そのものが課題なのではなくて、高齢化が進む中で、それに伴って医療費が増大したり、社会保障費が増大する、また、介護といったところが増える、そういったところが課題にはなってくると思うんですけれども、健康寿命が延伸すれば、例えば、80歳になっても90歳になっても問題なく活動できるような状況をつくることができれば、むしろ、それは今後人口減少が進む中で、まちづくりの一人の担い手として、むしろ戦力になっていただけるわけですし、そういった観点からも、この健康寿命の延伸というのは、非常に高齢化が課題ではそもそもないという認識の下で、健康寿命が延伸すれば高齢化が課題ではなくなるというところで非常に重要だと思っております。

その中で、健康診断を受診してもらおうというところで、ナッジ理論と言ってもらいましたがけれども、今健康が大事だという意識はもう当然ほとんどの方が持たれている、そういうふうな健康に対する意識啓発というのは長年行われているところでございますけれども、健康診断に行けば健康になれる、健康が大事だから行くといっただけでは行ってもらえない。まさにナッジ理論のような形で、経済的なインセンティブですとか、やっぱり何らかのインセンティブを付与することが大事だと思いますので、そういったところで行政として何ができるかというのは引き続きしっかり考えていきたいと思っております。

また、先ほど部長答弁で個別化というところの言及がありましたけれども、まさにそういったところが非常に重要だと思っております。デジタル化の進展等によって、一律の健康診断というのも当然行政の効率化という観点からは大事ですけれども、それぞれの人の状況に応じた、まさに身体的ではなくメンタル面も含めたそういったところの、一人一人の豊かさというのが何なのか、それを追求するため、実現するためにどういうことができるのかといったところも考えていく必要があると思っておりますし、一律の健康診断というところも、健康診断の内容をいわずらに増やせばいいというわけではない。まして、EBPMの議論の中で何をもってエビデンスとするかという中で、その研究、いろんな研究の中では、健康診断の項目を増やしていたずらに受診率を増やすと、逆に健康寿命が縮む、不健康な方の割合が増えるといった研究のデータもある。そこはしっかりエビデンスに基づいて有効な健康診断の中身というところも考えていく必要があると思っておりますので、そういった中で、当然、政策の継続性も大事ですけれども、その時々的情勢等に応じた、またいろんな最新の研究、デジタル科学技術の進展等に応じた健康寿命の延伸のための方策については、しっかり考えて検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

よろしくお願いたします。

予防医療というところが一つのキーワードになると思いますので、予防に対しての投資、その結果のリターンを考えると、予防に投資することは私はやぶさかじゃないと思いますので、ぜひそういうことを踏まえて、今後の対策を練っていただければと思います。

最後の質問に行きます。道路河川愛護ですね。

論点は2つです。1つは、報償金制度を見直すというところをどうするかというところだと思います。そういう中で、現在の報償金制度をもう少し詳しく聞かせていただいてもいいですか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

現在の報償金制度につきましては、例えば、ガソリン、燃料代ですね、それとか、草刈り機の刃等の物品の購入代、いわゆる人件費、食料費以外の物品ということで支給をやっております。

以上でございます。（「金額」と呼ぶ者あり）

金額につきましては、令和6年度の実績で95行政区に8,324千円支給しております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

制度を聞きたいんですが、確認ですが、今現在は1行政区当たり、上限を100千円として出されているという認識でよろしいですか。ということは、今185の行政区がありますので、基本的には18,500千円の予算ということがベースになっているという考えですよ。それでいいですか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

令和7年度、今年度の予算ベースなんですが、支給額が100千円を予定している行政区が95行政区、50千円の依頼を予定しているところは58行政区でございます。これにつきましては、山間部についてはやはり作業量が多いということで、そういう物品購入も100千円ほど支給しています。町なか、平たん部については、そこまでの物品は購入されていないので、少ないという結果になったと思います。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

今、不満が出ている、いわゆる不公平感があるのは、もちろん中山間地を中心に、行政区単位100千円が限度として出されている。そういう中で、例えば、平たん地だったらもう二、三万円でもいいというところもありますし、要らないところもある。そういうことが、結果

的に中山間地なら100千円どころか200千円行ったというところもある。あるいは、行政区のくくりが、小さな20世帯が3つあって60世帯になっているところもあるし、この辺りでしたら、20世帯は20世帯だけ、そういうことと、もう一つは道路愛護の中身ですね、距離であったり、そういうところで不公平感が出ていると思いますが、そこを改善するために、総額の中で必要などころにしっかりと出すという視点で、中山間地で必要などころにちゃんと出しますよという流れをつくることは大事と思うんですが、そこを改善する余地は考えられていないですか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

今現在、1行政区一律100千円を上限に報償金を支給しています。現在、担当課としましては、上限の変更は考えておりません。

中山間地域の問題は報償金の上限の変更ではなく、人手が足りないために活動ができなくなっていることだと認識しております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

ということは、今、報償金については、どこからもクレームというか、不公平感はないという認識でいいですか。よろしいですか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えします。

不公平感ということではなく、行政区の道路愛護活動の中で、できないところにつきましては、市のほうで施設管理班なり、業者委託で対応しております。また、令和8年度から道路維持の新規予算を計上して、通行の安全を確保したいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

この質問をなぜ出したかといいますと、今年、令和7年度、去年の3月議会の委員会の中で、道路河川愛護活動事業に対する質問がある中で、回答が活動報償金の制度自体を抜本的に見直す必要があるということがあるから、私は質問しているんですが、ここはどういう意味なのか、もう一回教えてください。

○建設経済部長（山口幸彦君）

お答えいたします。

道路愛護につきましては、報償金制度をはじめ、様々な制度を使っていかないと、今後、立ち行かないというところがありまして、報償金制度は現在の制度を基にしながら、また、ほかのできない、例えば、先ほど建設課長が申し上げましたとおり、人手が足りない、お金

をもらっても人手がないのでどうしようもないというところもございますし、いろんな課題があると認識しておりますので、この報償金制度だけで全てのことに執着するのではなくて、ほかの、今回、令和8年度予算をお願いしていますいろんな事業をさせていただきながら、地域の実情に合ったやり方をさせていただければと思っているところでございます。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

部長に今お答えいただいておりますが、私が言っているのは、ここに書いてある、まずはこの報償金制度自体を抜本的に見直す必要があるということに対して、これも財源が伴うものであり、慎重に検討したい。その回答、それに対して質問しているんですよ。もちろん、担い手不足というところは課題としてあるのは承知していますし、そのことについては後ほど聞きたい。

2つ論点としてあるということをお願いしている中で、この報償金制度を抜本的に見直したいとおっしゃっているのです、これがどうなのかということをお願いしているんです。

○建設経済部長（山口幸彦君）

お答えいたします。

報償金制度自体の抜本的な見直しも含めてやらせていただきたいと思いますと考えているところでございます。ですから、先ほど私が御説明させていただきました分につきましては、報償金制度も何らかそういう地域の事情に合ったところで変えていかなくちやいけない。ただ、それだけじゃ追いつかない、そういった部分も出てくるので、報償金制度以外の制度も活用していかなくちやいけないと考えているところでございます。

○1番（高橋信広君）

それじゃ、質問の中身を変えましょう。

この報償金制度を抜本的に検討したいということですから、検討した結果を教えてください。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

先ほどから何回か発言しておりますが、そこの抜本的見直しというか、そこの人手不足の解消はできませんので、8年度から道路維持の新規予算で対応したいと考えております。

以上でございます。

○1番（高橋信広君）

いわゆる報償金制度とは違う形で解決できるということで理解してよろしいですか。ということで、令和8年度は入ると。その結果を見させていただきます。

もう一つは、担い手不足というところがあるんですが、ひとつこの担い手不足について、

当然ながら、平たん地、中山間地域、距離も全然違う。その結果、1日かかった、平たん地であつたら1時間、2時間で終わるといふこの差は私も認識しておりますし、大変なところにどうやって支援するかといふところが一つ課題だと思っております。

地域によっては、課長御存じと思いますが、大牟田市ではボランティア制度といふことを要項としてつくられて、ボランティア団体に一定の経費としては出されていると思いますが、支援をすると、道路愛護はやっていただいていると。八女市もこのボランティア団体を利活用させていただいて、支援をするといふ仕組みをぜひつくっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

大牟田市では、議員おっしゃられるようにボランティア制度をやっておられます。大牟田市は地域で道路河川愛護活動自体がないということです。令和2年よりボランティア制度を実施して、現在、15団体ほどあるそうです。今後、本市の状況と似た市町の状況も含め、研究していきたいと考えております。

以上です。

○1番（高橋信広君）

ここは研究というより、ぜひ中山間地の方々も毎回困っておられます。そういう中で、これからの時代といふのは、先ほど国の地方創生の中で関係人口もそうなんですが、やっぱり地域だけではなかなか難しいところに外からの人たちが入って、協力しながら、いわゆる共助といふ部分も多分入っていると思うんですね。そういうことを域内でやる、八女市の中でやるということが最優先だと思いますので、協力しながら、みんなで助け合いながらやるという視点が僕は大事だと思います。

そういう中で、研究と言わずに、ぜひしっかりと、ほかに方法があれば別ですよ。なければ、ぜひこのボランティア団体に要請するといふ視点で、今後、道路河川愛護がスムーズにいくようお願いしたいと思います。これについて部長どうでしょうか。

○建設経済部長（山口幸彦君）

お答え申し上げます。

ボランティア団体によるそういった活動につきましては、やっていただける団体があるなら大変助かると思っております。ただ、この辺がちょっと難しい課題も行政としては出てくると思います。

現在、市内でそういった団体様がおられるといふところは聞き及んでおりませんので、じゃ、誰がやってくれるのかといふところの仕掛けのやり方、これが行政主導でやりますと、本当にそれはボランティアなのかといふところまで含めてありますので、その辺は慎重に情

勢を見ながら検討させていただければということで考えているところでございます。

○1番（高橋信広君）

余り前向きな回答じゃございませんが、ほかにあればそこでやってほしいんですが、なければやってください。そういうことを進めていただいて、少しでもみんなで協力する体制をつくるということは大事です。よろしく願いいたします。

時間がなくなりましたので、この件について市長にお聞きしたかったんですが、最後になりますが、まとめたいと思います。

本日は、人口減少をはじめ、3つの課題で質問をさせていただきました。この健康寿命の延伸も、道路河川愛護というのも、これは人口減少時代にどのように対応していくかという面ではつながっているところでございます。

日本全体が人口減少に突入している中で、これから求められることは、人口減少が進む中で重要な視点というのは2つだと思います。

1つは人口減少をいかに抑えていくか。もう一つは減少していても、適用していくか、あるいは対処していくかというこの2つだと思っております。

市長をはじめ、執行部の皆様におかれましては、この両面をしっかりと取り組んでいただいて、持続可能な、かつ希望の持てる八女市になりますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

1番高橋信広議員の質問を終わります。

11時20分まで休憩します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

2番花下主茂議員の質問を許します。

○2番（花下主茂君）

皆様おはようございます。議席番号2番の花下主茂です。本日も御多用の中、傍聴にお越しの皆様、また、インターネット中継を御覧いただいております皆様に、まずもって感謝を申し上げます。

本日は、大きく3点、行政DXの推進について、一般国道3号広川八女バイパス事業について、そして、太陽光発電事業と地域環境の調和に向けた取組について質問をさせていただきます。

箕原市長におかれましては、新年度予算において、八女市2040年ビジョンの策定を掲げら

れました。人口減少を前提にどう適用し、どう心豊かに暮らしていくのか、その問いは、八女市の将来像を描く重要な試みであると私自身受け止めております。

一方、未来を描くことと同時に問われるのは、現在の行政の構造でございます。

世界的なエネルギー価格の変動や物価高騰の長期化、円安の影響など、国際情勢の変化は地域経済にも確実に波及をしております。

加えて、高齢化の進行による社会保障費の増大、国主導による制度改革やデジタル化の加速など、自治体を取り巻く環境は急速に変化をしております。

制度は国が決める、しかし、その結果に責任を負うのは、住民生活の最前線に立つ基礎自治体でございます。

その現実の中で、限られた財源と人的資源をどこに振り向けるのか、何を始め、何を見直し、何を守るのか。適用とは、単に新しい施策を積み上げるのではなく、行政の構造そのものを見直す覚悟でもあると私は考えます。そして、選択と集中の積み重ねこそが、将来の姿を形づくると信じております。本日は、その観点から順次質問をさせていただきます。

私は箕原市長のようによどみなく話すことはできませんが、今日、一般質問に取り組む中でしっかりと準備を重ねてきてまいりましたので、本日議論できることを楽しみにしておりました。執行部の皆様におかれましても、市民の皆様にも分かりやすい言葉で御答弁いただきますようお願い申し上げます。詳細は質問席より質問をさせていただきます。最後までどうぞよろしく願いいたします。

○市長（箕原悠太郎君）

2番花下主茂議員の一般質問にお答えいたします。

1、行政DXの推進について、(1)自治体システム標準化移行の状況についてのお尋ねでございます。

自治体システム標準化移行の状況につきましては、国の方針に基づき、令和7年度中の稼働を目指しておりましたが、国が準備したガバメントクラウドの技術的課題の発生など、本市のみでは解決困難な外的要因が生じました。

こうした状況を受け、国においても標準化移行に対する財政的支援について、令和8年度以降の延長が決定され、本市といたしましては市民サービスの低下を絶対に招くことのないよう安定稼働を最優先と判断し、稼働時期を令和8年度へ変更いたしました。（電子音あり）

現在は、再設定した工程どおりに移行作業が順調に進捗しており、令和8年度中での確実な稼働に向け、着実にシステム構築を進めてまいります。

(2)第5次八女市総合計画後期基本計画における事業整理の考え方についてのお尋ねでございます。

第5次八女市総合計画後期基本計画は、八女市総合計画審議会の答申やパブリックコメン

トを踏まえ、現在、3月末の策定完了に向けた作業を継続しております。

事業整理の在り方につきましては、本計画の施策項目、行財政で触れております。事業の必要性、緊急性、事業効果を検討した上での事業見直しの徹底や、行財政を安定させるために、企画、財政、人事及びDX部門が連携した行財政マネジメントを進めることなどを基本方針として整理いたしております。

(3)業務棚卸とアナログ規制見直しの方向性についてのお尋ねでございます。

デジタル庁では、紙の書類の提出や現地での目視確認などを義務づけるアナログ規制の見直しを進め、デジタル技術を活用し、窓口に行かなくても行政手続きができるなど、便利な社会の実現を目指しております。

本市におけるアナログ規制の見直しにつきましては、文書の押印を義務づけている条例、規則等の洗い出しを行い、押印を廃止する例規改正を行いました。また、八女市体育施設の一部においてオンラインによる利用申請を可能とする例規改正などを行っております。

その他のアナログ規制につきましては、業務改善の取組の中で見直しを進めているところでございます。

本市といたしましては、市民の皆様の利便性向上と職員の業務効率化の観点から、引き続きアナログ規制の見直しを含めた業務の改善、効率化に取り組んでまいります。

(4)やめセカンドジョブ制度の状況と行政DXとの関係についてのお尋ねでございます。

やめセカンドジョブ制度につきましては、昨年7月31日の試行運用開始から13の取組があり、延べ116人の職員が参加をいたしました。

本年度の試行運用の結果を基に今後見直しを行い、令和8年度からの本格運用を進めてまいります。

なお、行政DXとの関係については、本年度よりデジタル技術等の活用を通じた業務改善とその成果の横展開を図っていくスマートシフトプロジェクトの取組を始めております。

この業務改善により生み出された時間を、部署の垣根を越え、新たなプロジェクトへの参画や他部署のサポート等を行うセカンドジョブ制度に生かしているところでございます。

こういった取組をしっかりと回していくことで、八女市役所が一体となって課題に取り組む組織風土を醸成してまいります。

続いて、2、一般国道3号広川八女バイパス事業について、(1)現在の事業進捗及び今後の見直しに対する八女市の認識についてのお尋ねでございます。

一般国道3号広川八女バイパス事業につきましては、事業者である国が、旧立花町の一般県道湯辺田瀬高線との交差点から終点である国道3号現道との交差点までの区間において、用地の測量、調査及び買収を行っております。

今後は、事業者により用地買収が進められ、完了箇所から順次工事に着手していくものと

認識しております。

本市といたしましては、重要な事業であると考えており、事業者である国と連携を図りながら推進してまいります。

次に、3、太陽光発電事業と地域環境の調和に向けた取組について、(1)これまでの検討経過及び論点整理の状況についてのお尋ねでございます。

再生可能エネルギーの利活用や地域環境保全、さらには、安全・安心な市民生活の確保等の観点から検討を進めております。

具体的には、環境課で検討した制度設計を基に、現在、関係部署への個別ヒアリングを実施している段階でございます。

ヒアリングの内容につきましては、災害防止の観点からの区域の設定に加え、国の制度では規定されていない地域説明会の実施や維持管理、撤去費用の確保など、事業者責任の明確化について整理を行っております。

(2) 条例制定の可否を含めた制度設計の方向性についてのお尋ねでございます。

制度設計につきましては、推奨にとどまるガイドラインではなく、手続の遵守を義務化できる条例による制度設計が妥当であると判断しております。

市民の皆様の知る権利を保障し、また、地域の不安解消と事業者との円滑な調和を実現するためには、事前の地域説明会の確実な開催や、適切な計画、設置、運用の徹底、所有者の明確化等を図る必要があり、条例に基づきこれらの適切な手続を義務づけることが不可欠であると考えております。

(3) 太陽光発電設備及び蓄電池設備への対応並びに情報把握の考え方についてのお尋ねでございます。

現行の法制度では、市への申請及び報告が義務づけられている対象範囲が限定的であり、市が事前に把握することが難しい側面がございます。

したがって、新たな制度設計においては、現行法では申請及び報告の対象とならない事案につきましても、市が適時、情報を集約できる体制を整え、地域住民の安心につなげてまいります。

(4) 制度化に向けた今後の進め方についてのお尋ねでございます。

現在、制度の目的である地域環境と調和の取れた太陽光発電事業の促進に向け、制度設計を進めております。

一方、国においても、自然環境の保護や安全性の確保、景観の保護等の観点から、太陽光発電事業の地域共生・規制強化に向けた協議が進められていると認識しております。

本市といたしましては、国の新制度基準を補完し、本市の実情に即した実効性ある制度設計を構築するため、国の動向を踏まえながら制度設計を進めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（橋本正敏君）

ここでお知らせをいたします。

議場内での電子機器の使用につきましては、音が出ないように設定をお願いいたします。

○2番（花下主茂君）

ではまず、自治体情報システムの標準化及びガバメントクラウド移行についてお尋ねをいたします。

本件は、昨年12月3日の全員協議会において説明があり、当初は令和7年度末までの移行完了を目指していたものの、ベンダー側の技術的課題を理由に、令和8年度への稼働延伸を受託する方針が示されております。今回は、この延伸そのものの是非を問うものではございません。

しかし、昨今、標準化ガバメントクラウド移行後の運用経費が大幅に増大する懸念が全国的にも顕在化をしております。

例えば、中核市市長会の調査では、移行後の運用経費が平均2.3倍、最大5.7倍との結果も示されており、全国市長会からも運用費増大への財政措置を求める要望が出されております。

標準化は本来、効率化、最適化をすることが目的のはずでございます。ところが、運用費が増え、加えて為替や回線費、運用保守費の高騰といった変動要因まで自治体が負う構造であれば、現場は改善どころか負担増になりかねないと私は危惧をしております。

そこでまず、本市における標準化ガバメントクラウド移行に伴う費用と負担の全体像についてお尋ねをいたします。

移行経費や移行作業に伴う人的負担、移行後の年間運用費見込みを含め、移行前と比較して、どの程度の財政的負担と人的負担を想定しているのか、お聞かせください。

○DX推進室長（清水正行君）

御説明申し上げます。

国でもこの標準化に係る運用コストの増加に対しては、運用コスト最適化ワークショップを開催するなど、自治体に向けたコスト削減手法の指導を行われておるところでございます。

市におきましても、ガバメントクラウドにおいて無駄なリソースを使わない運用最適化でコスト上昇を抑える努力を行っていく方針でございます。

現在、ガバメントクラウドについての費用の前後の負担の割合につきましては、ランニングコストにつきましては、概算で申しますと、既存システムで年間約1億円、標準化移行で約240,000千円程度を見込んでおります。構築費用につきましては、令和8年度完了までに340,000千円程度を見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

言及はなかったんですが、恐らく人的な負担も大きく増えるのかなと想定をしております。

制度上の対応であっても、自治体経営の観点からすれば、費用に見合う効果が求められると思います。そこで、八女市としてどのような効果を見込んでいるのか。具体的には業務削減時間、保守負担軽減、将来的なシステム更新コストの平準化、人的再配置の可能性など、具体的な成果指標はあるのか。また、仮に運用費が今後増加する場合、それを上回る明記があると判断をしているのか、この費用対効果について認識をお聞かせください。

○DX推進室長（清水正行君）

費用対効果についてということでお答え申し上げます。

まず、国が進める自治体システム標準化の根本的な目的は、これまで全国1,700以上の自治体が個別に構築、維持してきたシステムを、国が定めた標準仕様に統一し、クラウド上で共同利用できる環境へと移行させることです。

この費用対効果に見合うメリットについてですが、移行期における一時的な経費や労力の負担は確かにございますが、国が提示する長期的なメリットは大きく分けて2点あると考えております。

1点目は、法改正等への迅速かつ柔軟な対応です。

標準化後は、法律が変わった際に、国やベンダーが一括してクラウド上のシステムを更新することで、個々の自治体が改修工事を行う必要がなくなります。これにより、例えば、定額給付金のような緊急の経済対策や頻繁な税制改正に対し、タイムラグなく住民の皆様へサービスを提供できる体制を整えます。

2点目は、人的リソースの住民サービスへの転換です。

これまで職員が費やしていたシステムの維持管理や使用調整といったバックオフィス業務の負担が軽減されます。その分、本来注力すべき相談業務や地域課題の解決といった職員でなければできない対人サービスへリソースを振り向けることが可能となります。

こうした行政サービスの質とスピードの向上が、国が目指す最大の効果であり、本市としても、そのメリットを最大限享受できるよう、着実に移行作業を進めてまいります。

○2番（花下主茂君）

では、国への働きかけについてもお尋ねをいたします。

先ほど申し上げましたとおり、全国市長会、中核市市長会では財政措置を求める要望がなされております。

制度設計が国主導である以上、国に起因するコスト増については適切な責任分担が必要であると考えますが、八女市としては、国に対しどのような要望や意見提出を行っているのか、また、今後、運用費が想定を上回る場合、国に対し財政措置を求める考えはあるのか、お聞

かせください。

○DX推進室長（清水正行君）

お答えいたします。

国に対する財政支援の要望についてです。

システム標準化に伴い、クラウド利用料や回線使用料など、移行後のランニングコストが現行よりも増加する懸念があることは、本市のみならず、全国の自治体が共通して抱えている課題でございます。このため、本市といたしましては、全国市長会等を通じて国に対し強く要望を行っているところでございます。

具体的には、移行期間中の初期投資に対する補助に加え、標準化後のシステム運用経費、いわゆるランニングコストの増加分に対しても財政支援措置を講じるよう継続して訴えております。

現在、国においても、運用経費最適化のためのワークショップの開催や、運用経費増加分に対する措置に対する調査等が行われているところです。

国が目指すデジタル社会の基盤整備には協力する一方で、それが地方自治体の財政を圧迫し、住民サービスの後退を招くことがないように、今後も機会を捉えて必要な支援の拡充を求めてまいります。

○2番（花下主茂君）

標準化を合わせる作業でございますが、合わせることによって業務が増えてしまっては本末転倒だと思います。

制度対応であることは一定理解をいたしますが、費用と効果の両面を引き続き丁寧に検証していただくことを要望申し上げたいと思います。

そして次に、標準化のような国主導の制度対応とは別に、八女市が主体的に取り組まれているものについても触れさせていただきます。

先日の市長の記者会見も拝見をさせていただきましたが、先月開催された八女カイゼンマルシェにおいて、この1年間の業務改善事例40件が共有され、230人を超える来場者を迎えたことと発表がございました。全庁的なマニュアル運用の仕組みづくりや、庁内横断的なシステムの構築など、改善文化を醸成する取組として、大変意義あるものだと私も高く評価をさせていただいているところでございます。

ただ、こうした改善の積み重ねを単なる効率化にとどめず、事業整理や業務統合、人的資源の再分配へとつなげる設計があるのか。それを制度として位置づければこそ、総合計画ではないかと考えます。

そこで、現在策定中の総合計画についてお尋ねをいたしますが、頂いた資料によりますと、直近4年間の事業者数は、令和4年で47件、令和5年度で20件、令和6年度で22件、令和7

年度で27件ということで承知をしております。なお、これは拡充事業は含まない活動のこと
でございます。新規や拡充が積み重なれば、業務量は増える方向に働きます。そこで確認で
すが、同期間に終了、または大幅に整理をした事業件数は把握をされておりますでしょうか。

○企画政策課長（石橋信輝君）

御説明申し上げます。

総合計画の推進に当たりましての事業整理の部分について御説明をさせていただきます。

まず、主観的な評価としましては、毎年度末に各部署において行政評価シートを用いた評
価を行っております。

総合計画に掲げております基本目標とか主要事業を対象にしまして、成果や課題、今後の
方向性等の整理を行っているところです。

主要事業の評価に当たりましては、目標達成とか、目標達成が見込まれるとか、遅れがあ
るが現在の方針で進めるとか、あと見直しが必要、こういったランク評価も行っているところ
です。

客観的な評価としましては、毎年の年度初めに市民アンケートを実施しておりまして、18
歳以上3,000人を対象として、様々な政策分野に対しまして、納得度と重要度をお尋ねして
いる状況でございます、これについては市のホームページで公開しております。

なお、今回資料提供させていただいております分につきましては、現在、後期基本計画の
策定を進めておりますけれども、前期基本計画、5年間の効果検証を行っているところです。

行政だけの視点ではなく、市民アンケート、市民ワークショップ、そういったもののいろ
んな角度からの総合的な視点で効果検証を行い、PDCAを整理しているというのが今事業
整理の現状でございます。

ちょっと御質問の回答にそぐわない部分もあったかもしれませんが、よろしくお願
いいたします。

○2番（花下主茂君）

事業整理の考え方については、この後、質問をしようと思っておりましたが、先に御説明
いただきましてありがとうございました。事業を進める上で、いかにPDCAを回すかが重
要であると私も考えますし、そのC、チェックに当たる事業評価について今御説明をいた
だいたところでございますが、先ほどの質問の内容としましては、お聞きしたいこととしまし
ては、始めた数は分かるけれども、終えた数が分からない現状があるということで認識をし
ております。

ただ、始める数と終える数の両方が見えてこそ全体像が把握できるのではないかと考えま
す。

新年度、令和8年度の予算案資料からは、この廃止件数というものを記載していただいて

おりますが、新規創出と同時に終了判断を制度化できるかどうかは総合計画の実効性を左右するのではないかとということで、今回、聞いた次第でございます。

次に移りますが、過去の答弁の中でも行政経営マネジメントシステムの構築を図るとの説明がございました。この行政経営マネジメントとは、単に評価を行う仕組みなのか、あるいは評価結果を予算配分や人員配置、さらには事業の見直しにまで結びつける仕組みなのか。評価が次の判断につながらなければ、先ほど課長から御答弁いただきましたとおり、PDCAは完結しないと思います。継続前提の改善、提案にとどまらず、終了や統合の判断まで踏み込める設計になっているのか、いま一度お尋ねをいたします。

○企画政策課長（石橋信輝君）

御説明申し上げます。

先ほどの市長の答弁とも重複する部分があるかと思いますが、今現在、事務の整理に当たっては、企画と財政が中心となって今動いているという状況でございます。

今後につきましては、ここに人事課、あとDX推進室、こういった部門も参画して行財政マネジメントを進めるということを今後の方向性として出していきたいと思っております。

我々を今取り巻く状況としまして、人口減少問題もそうですけれども、過疎化も進んでおりますし、市民ニーズも多様化しております。あと、職員数の問題も今後出てくるところもあると思いますし、財政状況もしかり、取り巻く喫緊の課題、全庁的にこれを共有し、行政経営に向けた職員の意識向上が必要ではないかと考えております。より効率的、効果的な行政運営につながるよう今後努めていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○2番（花下主茂君）

私の言葉足らずだったと思いますが、一番お聞きしたいのが、継続前提の改善提案になっていないかということでございます。効果がなかなか見込めないものは思い切って終了する、そういった覚悟が必要じゃないかということでお聞きをしているわけでございますが、このことについてはまた後ほどお伺いをさせていただきます。

ここで、ただ1つ前提となるのが、業務量の可視化だと思います。

私も夜、市役所の前を通っておりますと、遅い時間になっても庁舎に明かりがついているということが度々、そういった光景を目の当たりにすることがございますが、それだけ多くの業務を職員の皆さんが日々懸命に担っているという現実の表れだと思います。

事業を整理するためには、現在、市役所がどのような業務をどれだけ行っているのか、その実態が可視化されていなければ、明確な判断はできないと思います。

事業は政策単位ですが、その裏側には必ず業務がございます。事業整理とは、業務の構造を見直すことでもあり、そもそも市役所全体の業務量が可視化されていなければならないと

ということで、次に、業務棚卸の状況についてお尋ねをさせていただきます。

資料でも頂いておりますが、現在、法令に基づく業務、条例等に基づく業務、あるいは慣習的に継続している業務、こうした区分整理はされているということで認識をしておりますが、それが実際の職員配置や業務の見直しにどのように生かされているのか、また業務ごとの工数や重複業務の把握など、全庁横断的な分析が行われているのか、現状をお聞かせください。

○総務部長（坂田智子君）

お答えいたします。

議員おっしゃられますように、市の業務というのは法令、それから例規、それと慣習というお言葉を使われましたが、様々な視点での業務がございます。それに付随する事務事業というのが膨大にあるんですけれども、それに基づいた事務量、それから、どういった視点が必要かというところを勘案しながら職員を配置しておりますし、もう一点、重複した事業という意味ですかね、当然、いろんな事業、新たな事業も出てきますと、似通った事業というもがございますので、その際は整理をしながらとか、どこの部署が担当していくのかという最適な部署での業務を遂行していくという整理等も必要に応じて行っているところでございます。

○2番（花下主茂君）

今御答弁いただきましたが、具体的にアナログ規制の見直しということでお伺いをしたいと思います。

資料でも御提示をいただいておりますが、アナログ規制業務一覧を拝見しておりますと、押印の原則廃止など一定の見直しが進んでいるということは理解をいたしました。その一方で、対面や書面对応が残っている業務も多く見受けられます。

これらについて、単に規制の有無を整理するだけでなく、それがどれだけの業務負担や市民負担を生んでいるのかという観点からの分析は行われておられますでしょうか。

○DX推進室長（清水正行君）

御説明申し上げます。

アナログ規制という観点から御説明をいたします。

先ほど議員おっしゃったように、押印規制につきましては令和3年度に一斉洗い出し作業を行い、条例をはじめとして302本の例規について改正を行い、令和4年度から施行しております。

そのほかのアナログ規制の洗い出し、棚卸につきましては、八女市で行っておりますのがスマートシフトプロジェクトという部署横断的な業務改善の取組でございます。これは、業務改善のテーマを職員から募集し、横展開する取組です。

その取組に当たり、まず、デジタル庁職員を講師としたトップセミナーを昨年4月に行い、続いて5月に全職員研修をオンラインで実施いたしました。その研修において、アナログ規制見直しに取り組む必要性と、他自治体の事例について知見を深めたところでございます。

その後、改善テーマを募集したところ、107の改善テーマが集まり、業務の可視化と課題の洗い出し、デジタル技術を活用した改善について検討を重ねてまいりました。

その結果のうち、38事例の改善テーマを2月17日に行われた八女カイゼンマルシェにおいて、パネルセッション方式で展示発表を行いました。

このカイゼンマルシェには、事業自治体関係者をはじめ、235人の方に来場していただきました。

一事例を挙げさせていただきますと、補助金申請をLINEでいつでもどこでもスマホで10分という提案があります。従来、紙で行っていた補助金申請をLINEで行い、申請内容の審査ややり取りもデータ上で行うことで、補助金決定通知、補助金の請求、補助金の振込までペーパーレスで行う提案です。

申請者は24時間365日、いつでもスマホで申請が可能となり、職員側にとってもデータ転記ミスがなくなり、申請の不備があったとしてもLINEで補正依頼ができるというメリットがあります。

このような取組を実現する上で障壁となるのがアナログ規制です。特に、規則や要綱などの公的なルールで決まっている場合は、その改正が必要になります。慣習的なものを含め、その障壁となるルールを変えていく必要性がございます。

八女市では、業務そのもののやり方を見直していく改善の取組を通じて、必要となるアナログ規制の見直しに取り組んでまいります。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

デジタル化は手段であって、それそのものは目的ではないと思います。業務そのものの見直しにつなげる設計になっているということで、今御答弁をいただいたところでございます。

ここで改めてDXについてお尋ねをさせていただきます。

新年度の当初予算案では、自治体DX推進事業として予算が計上されており、BPOの活用や人材育成、生成AIの導入など、業務改善に向けた取組が進められようとしていることは承知をしております。

一般にDXというものは、電子化段階、業務改善段階、業務構造転換段階の3段階で語られるところでございますが、八女市の現状としては業務改善段階にあると私自身は認識をしております。その上で、業務構造そのものの見直しや、人的資源の再分配にまで踏み込んだ段階へ、もう一段階進めていく考えはあるのか、お聞かせください。

○DX推進室長（清水正行君）

DXの観点からお答えさせていただきます。

先ほど御説明いたしましたスマートシフトプロジェクトというのは、いわゆるBPRと違って、業務の仕組みを根底から見直すというやり方を使って行っております。

そういったBPRを通じて、そもそもの業務の在り方、そして、そのやり方について変えていくことが、これから先、非常に重要なことであると考えております。その中で、いかにデジタル技術というのを導入して業務を効率的に行っていくかというのが課題でございます。

当然、その中でDXの観点からいきますと、それまで人が行っていたバックオフィスの業務、そういったものを人でないとできないような業務、例えば、対面で必ずやらないといけないような業務だったり、そういったものに振り向けていくということが、これからDX推進を進めていく上での課題となると考えております。

以上でございます。

○2番（花下主茂君）

このDXの話になると、なかなか専門的な用語が多くて、職員の皆様にも日々共有されているということで、先ほどからも御答弁いただいておりますが、我々議員に対しても、そういったより細かく御説明を引き続きお願いしたいなということで要望申し上げます。

その延長線上で、次に、やめセカンドジョブ制度についてお尋ねをいたします。

私は、この制度には賛成の立場でございます。しかし、創造的な時間は自然には生まれないうわけで、業務が減らなければ、余力も生まれませんと思います。

セカンドジョブに参加している職員の業務負担軽減はどのように担保され、この制度を組織全体の構造改革としてどのように位置づけをされているのか、お尋ねをいたします。

○未来創造戦略室長（丸山 隆君）

お答えいたします。

このセカンドジョブ制度でございます。先ほど議員言われたように、職員の負担増の部分は確かにあるかと思えます。

これは、市長答弁にもありましたように、昨年7月末に試行という形で運用を開始しております。今既に13の取組、延べで116人の職員が参加をしてくれているという状況がございます。

正直な話、新しい取組ということと、やはり職員の負担増の部分がありますので、実際のどのぐらい手が挙がってくるのかというのが、実は非常に心配をしておりました。

ただ、実際始めてみますと、予想より多く職員が集まってくれたということで、ほっとしている部分はございます。

ただ、こういった取組につきましては、今後継続をしていくということ、これは非常に難

しい部分であるかと思っていますので、今後においても職員がこのセカンドジョブに参加をしやすいような雰囲気、これは管理職も含めてですけれども、そういった職場環境をつくっていくということが大事だろうと思っています。

また、先ほどからお話に出ていますように、そのためにはどうしても業務の改善、効率化というのは必須になってまいりますので、その部分においては、先ほどの部分とセットでしっかり進めてまいりたいと思っております。

業務改善の部分については、先ほどDX推進室長から話がありましたように、スマートシフトプロジェクトを中心に、しっかりと業務改善をしていって、このセカンドジョブに参加しやすいような環境をつくってまいりたいと考えております。

以上です。

〇2番（花下主茂君）

このやめセカンドジョブ制度、庁内副業については、これは箕原市長が市長になられる前から語られていたことで、私も話を聞いたときに、これが実現したらとてもすばらしいなど、より創造的な市役所の体制になっていくんじゃないかということを感じたことを覚えております。

ただ、このセカンドジョブ制度を進めていくためには、DXもセットになっておりますが、そういったより業務改善を進めていく必要があると。ただ、そもそも業務改善を進める前に、そもそもの業務の量が多過ぎてしまったら、改善にもなかなか進まないし、このセカンドジョブ制度の推進にもつながらないと思います。

このやめセカンドジョブ制度については、来年度から本格的に始動をしていくということで伺っておりますので、そういった部分で引き続き業務の改善については努めていただきたいということで要望を申し上げます。

そして、最後に市長にお尋ねをいたします。

市長は2040年ビジョンにおいて、流域という視点を掲げ、八女、上陽、黒木、立花、矢部、星野、それぞれの強みを掛け合わせたOne Yameを目指すと述べられておられます。また、先日の同僚議員の質問に対し、リモート窓口の活用も含めて、本庁と支所を含めた市役所全体の最適化を図りたいとの答弁もいただいております。

この考え方は、先ほどから私も申し上げているとおり非常に重要であると、思いは共有しているつもりでございます。しかし、全体最適を目指すのであれば、それは住民サービスの在り方だけでなく、行政内部の業務、構造や人的支援の在り方にも及ぶべきだと考えます。

ここで、地方自治法第2条第14項を引用させていただきますが、地方公共団体は住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないと規定をされております。

私はこの規定は、単なる財政節減の話ではなくて、限られた財源と人的資源をどこに振り向けるのかという行政の覚悟を問う原則であると理解をしております。

国主導の標準化にどう主体的に向き合うのか、総合計画の中で事業の選択と集中をどう設計するのか、評価を改善で終わらせず、終了判断へどうつなぐのか、業務棚卸とアナログ規制の見直しで何を減らすのか、DXを効率化で止めず、人的資源の再分配へ進められるのか、そして、やめセカンドジョブ制度で職員が創造的に挑戦できる時間を本当に生み出せるのか、これは全て1本の線につながっていると私は感じております。

新しいことを始めると同時に、終える勇気を持てる自治体になれるのかどうか、そして、そこで生まれた余力を福祉や介護、子育てなど、人の温かみが求められる分野にきちんと再分配できるのか、2040年ビジョンを市政の羅針盤としてどのように内部改革へ具体化していくのか、最後に市長の決意を、市長御自身の言葉でお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今後の市政運営に当たっては、今日、花下議員から御指摘いただいたシステムの標準化をはじめとしたDX化ですとか事業整理、それは始めるだけではなくて、終える勇氣というところも当然重要ですし、また、セカンドジョブのような創造的な業務をこれから推進するに当たっては、当然、この業務の現状把握も含めた見直しというところ、そういったところは全て非常に重要だということに改めて私も思いを共有させていただいているところでございます。

その中で、全体を通しての決意というところで、花下議員がおっしゃった、このDX化をはじめとして効率化だったり、今、議論させていただいている取組というのは、全て目的ではなくて手段であるというところは、ある程度そこが非常に重要なところだと思います。

例えば、システム標準化にしても今非常にコストがかかっている、それは予算面というところもそうですし、人的コストというところでも、国が掲げた標準化に対応するために、今、職員も、時には残業も含めて非常に労力を費やさないといけないという、ある意味本来の手段がちょっと目的化してしまっている現状があると思います。

これは、国の進め方の問題点があったという部分もあるとは思いますが、当然、そこは市のやり方、いろんな工夫で改善できるというところもあると思いますので、そこは、全てこれは業務効率化、今日御指摘いただいた分野に問わず、政策というのは全てが目的ではなく手段でございますので、その政策という手段をもってどういった目的を達成したいのかというところを改めて認識の共有を図りたい、そのための総合計画であるんですけれども、やっぱり私は総合計画というのは、どちらかといえば目的よりも手段だと思っております。後期計画に関しては、今後5年間、どのような政策を手段として用いていくのかと。やはり

そこに欠けていたのが目的という視点なのかなという問題意識もあって、今回、2040年ビジョンをつくるに至ったというところでございます。

2040年ビジョンが本格化するのはいずれからでございますけれども、今後、全ての政策立案に当たっては、2040年ビジョンというのを常に念頭に、2040年ビジョンの達成に資するのかがどうかという視点を常に持つというところで、2040年ビジョンの方向性とずれる場合は、それは業務の当然見直し、場合によっては廃止も含めた見直しも必要になると思いますし、そういったところで、まさに言及いただいた政策の羅針盤としての2040年ビジョンが今後の政策の全ての基準になると思いますので、そこは来年度、これから、ある意味一番力を入れていく取組だと。2040年ビジョンを本当に市民の皆さんに納得してもらえる、市民の皆さんも共に取り組みたいと思える2040年ビジョンをつくるのが、全ての政策がいいものになるという基盤になると思いますので、そういったところで、2040年ビジョンを基本に、今後、全ての政策を手段と目的化しないように、その対策を考えるというその認識共有は、改めてしっかり職員間で諮って行って、今日御指摘いただいた内容も含めた業務の効率化ですとか、職員の創造性を最大限発揮できる環境づくりにしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。

度々私が発言した言葉も引用していただいて、改めて思いは共有させていただいているのかなと思います。

重ねて申し上げますが、市民サービスの向上はもちろんなんですが、その前提として、職員がいかに心身健康で働いていただけるかという視点がとても重要だと思いますので、この点については、引き続き私自身も注視していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

次に、一般国道3号広川八女バイパス事業についてお尋ねをいたします。

本件については、これまでも確認をしてみましたが、地元からは今どうなっているのか分からない、計画は進んでいるのかといった声が本当に度々寄せられております。

私自身が繰り返し確認しているということは、それだけ事業の見え方が分かりにくいというものの表れでもあると感じるところです。

そこで、整理の意味も含めて、現在の事業段階はどこにあるのか、お示してください。

○建設課長（木村 孝君）

お答えいたします。

現在の事業進捗状況ということで説明させていただきます。

これにつきましては、市長答弁にもありましたように、旧立花町の部分につきましては、

県道湯辺田瀬高線から南へ終点の国道3号までの約1.9キロメートルの区間において用地測量及び物件の調査を行っています。令和8年度より本格的に用地買収に入るとお聞きしております。

旧八女部分につきましては、現在も国と協議中でございます。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございます。

現状については確認をさせていただきましたが、ただ、もうずっと国と協議中、国と協議中という答弁をいただいているところでございます。

ただ、それは地元の住民の方からすると、全く動いていないんじゃないかと。むしろ、この計画はなくなったのと、そういった話につながってくるんじゃないかと、そういった見え方がどうしてもしてしまうわけでございます。

現状、この事業がそういった意味で動いていないとすれば、その理由はどこにあるのか。先ほどから国と協議をしているということで御答弁いただいておりますが、その主導権、すなわち調整のボールはどこにあるのか、市の認識を明確にお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○建設経済部長（山口幸彦君）

御説明申し上げます。

現在の状況としましては、国から検討の状況について一定報告がなされておるところでございます。

ただ、その内容につきまして、市のほうからは地元の要望を含めて考え方を示させていただいて、そのボールを国が今受け取って、さらに検討していただいているという状況になっていると認識しております。

○2番（花下主茂君）

では、国からまたボールが返ってくるのを待っているといった認識でよろしいですかね。ありがとうございます。

部課長をはじめ、多くの職員の皆様には大変な御苦勞をおかけしていると思いますが、今後は、議会で繰り返し確認をしなくとも、地元の皆様にも分かりやすく状況が伝わる情報共有の在り方についても御検討いただきたいということをお願い申し上げまして、最後の質問に移ります。

先ほどは事業進捗の見える化についてお尋ねをいたしました。見えないことが不安を生むという点では、再生可能エネルギー設備の問題も同様でございます。

本件については、議会として条例制定を求める請願を全会一致で採択をし、方向性を示し

てまいりました。

その後、昨年9月議会でも検討状況、私自身この一般質問の場で確認をさせていただいており、そこから半年が経過した、今改めて進捗を確認させていただきます。

先ほどの市長答弁で、本件についてはガイドラインではなく、条例による制度設計が妥当であるとの考えが示されたところでございます。まずその点については、議会として方向性を共有できたものと受け止める次第でございます。

したがって、条例制定を前提に、今どこまで進んでいるのか、そして、どのような制度設計を目指しているのかを確認させていただきます。

まず、これまでの検討経過について、議会で意思を表示してから一定期間が経過をしているわけですが、その後、庁内での検討はどの程度進んでいるのか、お聞かせください。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

現在、新たな制度設計に向かって協議を進めているところでございます。具体的には、制度設計の骨子となる部分、内容的に集約はおおむね完了しているところでございます。

その中で魂を入れるといいますか、きちんと意味を持たせるといいますか、そういう作業の中で、現在、庁内で7つの課と協議を進めておるところでございます。その協議の中で見えてきたものが、今、市の関係部局だけでは足りないんじゃないかということで、今、範囲を広げまして、県のほうにアプローチをかけて聞き取りを行うような想定で協議を進めているところでございます。それと併せまして、現在、制度の中で表す言葉の意味、定義、そういった部分について検討を行っている状況でございます。

以上となります。

○2番（花下主茂君）

では、論点整理の状況についてもお尋ねをいたします。

今、課長からは、表す言葉の意義というか、そういった定義づけのところでお話ございましたが、現在、執行部内で共有されている主な論点は何か、具体的にお示しをお願いいたします。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

現在、具体的に進めている、特に環境課内で共有している部分については、先ほど文言の示す意義とか定義とか言いました。これの具体的な部分についてちょっと御説明させていただきたいと思います。

まず、事業者の責務として明文化する場合に、周辺関係者との良好な関係という文言で整

理したいと——すみません、今のところは環境課内での案でございますので、その辺、お酌み取りいただきたいと思います。

この文書の中で、法的適正の視点だけでいいのか、それとも、地域社会を含んだところの社会的妥当性を含むような意味を持たせるのか、そういった部分で検討しているところでございます。

また、地元の地域の不安解消に最も重要であります説明会においても、理解が得られるように努めなければならないという表記を計画しておるところでございます。

これは先ほどありました、説明会をすればいいのか、それが目的にならないように、説明会が目的じゃなくて、理解を得られることを目的にするように文言を詳しく入れようかといった骨子的な部分、内容的な一覧はできているんですけど、そういった言葉に今意味を持たせるような作業を進めているところでございます。

以上となります。

○2番（花下主茂君）

今御答弁いただきましたとおり、例えば周辺関係というところで、例えば、設置される行政区だけに説明をすればいいのかという話には、恐らく住民感情としてはならないと思えますし、そういった部分は引き続き慎重に協議を重ねていただきたいと思います。

また、担当課が着実に作業を進めているということについては、改めて承知をした次第でございます。

だからこそ今はどの段階にあるのか、そして何が論点として整理されているのかについては、引き続き丁寧に議会にも共有していただきたいということを要望申し上げまして、次に、制度設計の水準についてお尋ねをいたします。

条例による制度設計という方向性が示された以上、次に問われるのは、制度の具体的な水準である制度設計の方向性であると考えます。

すなわち、本条例案、仮ですが、一定の抑制や制限を伴う規制型の制度として構築するのか、それとも、国や県の制度を補完し、情報共有や調整機能を強化する補完型の制度とするのか。抽象的な対応ではなくて、どのレベルの実効性を目指しているのか、その基本的な位置づけについて、現時点で定まっている方向性があれば、お聞かせください。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

現在計画しております制度設計につきましては、規制というわけではなく、地域再生可能エネルギー、太陽光発電と地域とが共存していく、そういった視点で、関係法令では定められていないものを制度設計の中に盛り込むという形を考えております。補完型という形で進めさせていただいております。

以上となります。

○2番（花下主茂君）

では続いて、情報把握の考え方についてお尋ねをいたします。

よく市民の皆様から、市はどこまで把握しているのか、許可が下りてから知るのでは遅いのではないかといった声を度々いただくことがございます。

今回お示しいただいた資料では、国土利用計画法、都市計画法、農地法等に基づき、市が関与し得る法的根拠を整理していただきました。

しかし、それぞれは個別法令に基づく手続であって、再生可能エネルギー設備として一元的に把握する仕組みにはなっていないようにも見受けられるところでございます。

また、許可権者が県や国であるものも多く、市が事前に把握できる範囲には制度上の限界があるということについては、先ほどからの市長答弁でもいただいたところでございます。

そこで、現行制度の下で、市が実質的に事前把握できる範囲について確認したいのですが、個別法令に基づく届出や協議の中で、市が把握できる範囲と制度上、把握が困難な範囲をどのように整理されているのか。また、これらの個別法令を横断的に情報を集約する仕組みは現状あるのかどうか、お聞かせください。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

資料に出しておりますとおり、関係の法令で把握できるものにつきましては、一定規模の掘削、盛土など、土地改良を行う事業でありましたり、農地等からの用途変更に伴う事案、こういったものについては、市のほうで一定把握できるものだと思っております。それ以外については、なかなか市のほうには情報的には入ってこない。

また、併せて関係法令、いろんな視点が違いますので、地元の不安払拭に基づく視点は、関係法令の中では規制が盛り込まれていないと。情報把握はできても規制の対象ではないという形で、現在、なかなか太陽光に基づく地域の不安解消につながる制度、ルールはないと認識しておるところでございます。

○2番（花下主茂君）

加えて、太陽光発電設備と同様に、一定規模以上の蓄電設備についても、把握対象とするような状況になっているのかどうか、これも併せて現状についてお聞かせください。

○環境課長（松藤洋治君）

お答えいたします。

蓄電池施設につきましては、今回、制度設計を行っております太陽光発電事業に付随する蓄電池施設につきましては、今回、制度設計の中で対象という思いで制度設計をつくっているところでございます。

以上となります。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。

時間が迫ってきましたので、最後の質問に移ります。

こういった条例を実効性あるものとするためには、現行制度の中で市が把握できる範囲と限界を整理していくことが重要であると考えます。その上で、制度上の空白があるのであれば、それをどう補完していくのかという視点も必要であるということは、これは共有をさせていただいているかと思いますが、最後に制度化に向けた今後の進め方についてお尋ねをさせていただきます。

先ほどの市長答弁の中では、国の動向も踏まえながら制度設計を進めるとの説明がありました。しかし一方で、地域では不安の声も確実に存在をしております。検討を続けることと制定に向けて踏み出すことは意味が異なります。

そこで、市長に質問をさせていただきます。

本条例は、再生可能エネルギーの推進か反対かという単純な二元論ではございません。適正な事業は受け入れ、無秩序な開発を防ぐ、地域の安心と事業者の予見可能性を両立させるためのルールを基礎自治体として自ら設計するかどうかということが問題になっていると思います。

何度も申し上げますとおり、議会は既に方向性を示しております。今回の議論の中でも確認をしたように、検討は進んでいると承知をしたところでございます。

では次は、制定が進む政治判断の段階に入るのかどうかということだと思います。

先ほどからこの条例については、補完型ということを1つの方向性として持っているということですが、国の動きを、国の現状のルールの中で、そういったものがないからこそこの条例を求めているわけであって、なので、補完型であれば、国の動きを注視するまでもなく、速やかに早い段階でルールを明確にすることが、結果として対立を防ぎ、地域を守ることに繋がると私は考えます。

そこで、最後に、この条例制定に向けてどのような方向性に行くのか、市長の決意をお聞かせください。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まず、この太陽光発電全体に対する改めて私のスタンスというのをはっきりさせることが大事かなと思いますので、そこを少し述べさせていただきますと、昨年、ゼロカーボンシティ宣言を行ったように、今後、脱炭素に向けた取組を行うのは、行政として当然の責務であると。その中で、再生可能エネルギーも当然、太陽光発電も含めて再生可能エネルギーは

全体的に推進をしないといけないんですけれども、一方で、現在、各地で問題になっているような市民生活を脅かすような無秩序な開発、例えば、それは景観を壊すでしたり、市民の皆さん、例えば太陽光発電が設置された地域の災害対応力を低下させる、そういった市民の皆さんの不安につながるような、市民生活の低下につながるような開発は、当然にしっかり規制をしていかないといけない、抑えていかないといけないと思っております。

今回、それを実行に移すための条例を今議論しているわけで、今の議論状況については、これまで担当課長のほうから話がありましたけれども、その大前提として、条例でやるという方向性を今回、明確にさせていただきましたけれども、日本国憲法の中で、地方自治体は法律の範囲内で条例を制定できるという規定があり、法律の範囲内での今回の太陽光に関する条例の場合は、様々な法律が該当してくるわけでございます。

今、花下議員のほうからは、国の動きがないと御指摘、言及がありましたけれども、私の理解では、今まさに釧路のメガソーラー問題などを発端に、経済産業省、環境省、太陽光を所管する各省庁で法律の見直し、それはまさに地元への説明だったり、今後のFITのような推進の制度の在り方も含めて、国のほうで大幅な見直しが行われていると私のほうでは認識をしております。

そこは当然、実際、国でも見直しをしているというのが、実際にどれぐらいのスケジュールでどういった内容が行われているのかというのは当然しっかり国のほうに、私ももともと経済産業省におりましたので、そういったところで情報を手に入れやすい部分でもありますので、しっかりそういったところの情報収集を進めていきたいと思いますが、いずれにせよ、市民の皆さんが現在、太陽光に対して不安を持っておられる方も多く、また、国が実際に検討が行われているとしても、実際それがいつまでに検討が終了するのか、実際に法律の改正等が行われるのかというのは見えない状況で、ただそれを待つというのではなくて、当然、それを待たないと条例制定できない部分もありますが、条例以外でも、市民の皆さんの不安解消に向けた取組というのは様々できますので、そういったところでしっかり太陽光発電、再生可能エネルギーの推進はしつつも、条例以外も含めた市民の皆様の不安解消のための取組については、しっかり足元を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○2番（花下主茂君）

ありがとうございました。

1点私の言葉足らずだった部分があったかなと思いますが、私も国のほうでそういった動きがあることについては承知をしておりますが、ただ、私が申し上げたかったのが、今までそういった法律という明確なものが、国全体としてそういった規制ないしそういったハードルを上げるものがなかったことについて、だからこそ全国的にこういった条例をつくる動き

になっているんじゃないかということで申し上げた次第でございます。

市長も御答弁いただきましたとおり、国でそういった方向性にあるにしても、ただそのスケジュール感がいつになるか分からない、どの段階でできるか分からないという状況の中で、今現状、そのハードルが低い、むしろハードルがない状態で、そういう不適切な事業者が参入してきているという現状はあるかと思えます。

そういった状況の中で、いかに市民の、住民の生命、そして生活を守るかどうか、それが本当にこの条例の中で求められていることだと私は認識をしておりますし、今回、答弁の中で、条例制定に向けて明確にお示しをいただいたということは、これは私としても大変喜ばしいなと思うところでございますが、改めて一日でも早くこの制定に向けた動きについて、よりスピーディーに対応していただきたいということで、要望を最後に申し上げたいと思います。

本日申し上げました内容は、いずれも批判するための質問ではございません。限られた財源と人的資源の中で、何を始め、何を見直し、そして何を守るのか、その優先順位をどう設計するのかという行政経営の根幹に関わる問いであると私は思っております。

八女市が将来世代に対して責任を果たせる自治体であるか、あり続けるために、引き続き建設的な議論を重ねていくことを申し上げたいと思います。

先ほども質問の中で申し上げましたが、執行部及び職員の皆様におかれましては、引き続き心身健康で、市民に寄り添った業務を遂行していただきたいということを最後に申し上げます。私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

2番花下主茂議員の質問を終わります。

13時30分まで休憩します。

午後0時28分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

5番古賀邦彦議員の質問を許します。

○5番（古賀邦彦君）

皆さんこんにちは。議席番号5番、日本共産党の古賀邦彦でございます。傍聴席の皆様、お忙しい中、お越しくださりありがとうございます。インターネット中継を御覧の皆様、御視聴いただきありがとうございます。一般質問最終日、午後一番手でございます。どうぞよろしく願いいたします。

さきの通告に基づき、今回は5点について質問をいたします。

まず1点目は災害対策として、指定避難所への空調設置及び湯水対策についてお尋ねいたします。

避難所指定体育館への空調設置の問題は、近年の気候変動や災害の激甚化などにより、その必要性が強く求められたことから、令和5年9月議会一般質問以降繰り返し取り上げ、執行部に検討を求めてまいりました。このたび新たな方針が示されましたので、幾つかのことについてお尋ねいたします。

次に、湯水対策についてお尋ねいたします。

本市の水道水の取水源である筑後川の水量の減少が懸念されております。先日、久留米市の原口市長は、このまま少雨傾向が続けば間違いなく安定した取水が困難になると市民に節水を呼びかけられました。この間の対応及び今後の対応についてお尋ねをいたします。

2点目は教育行政について、小中学校・義務教育学校体育館への空調設置及びトイレの改善についてお尋ねします。

小中学校・義務教育学校体育館への空調設置については、避難所指定体育館への空調設置と同様に、近年の気候変動により、夏場の体育の授業がまともに行えない実態があり、学校関係者からも空調設置を求める声が上がっていることから繰り返し取り上げ、執行部に検討を求めてまいりました。このたび新たな方針が示されましたので、幾つかのことについてお尋ねをいたします。

小中学校・義務教育学校トイレの改善については、昨年1月のこども議会で指摘されて以降、総務文教委員会の管内視察や独自の調査に基づき、洋式化率の引上げを含む抜本的な改修、来年4月予定の南中学校、筑南中学校の統合に伴うトイレの増設などを求めてまいりました。このたび新たな方針が示されましたので、幾つかのことについてお尋ねいたします。

3点目は高齢者運転免許証自主返納支援事業について、事業の現状と課題についてお尋ねします。

事業開始から一定期間が経過しましたが、運転免許証自主返納者に限定の支援の在り方がどうなのかという市民の声があります。また、支援メニュー拡大の検討状況など、幾つかのことについてお尋ねします。

4点目は公園整備について、八女公園の再整備の考え及びドッグランの検討状況についてお尋ねします。

5点目は八女市公式ホームページの改善について、体育施設等の予約状況がホームページですぐ分かるようにできないかという市民の声がありますので、お尋ねします。

あとの内容については質問席にて行います。執行部におかれましては、簡潔明瞭で分かりやすい回答をお願いいたします。

○市長（簗原悠太郎君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えいたします。

1の災害対策について、(1)指定避難所への空調設置について、2の教育行政について及び5の八女市公式ホームページの改善については、この後、教育長が答弁いたしますので、先に1の(2)渇水対策について、3の高齢者運転免許証自主返納支援事業について及び4の公園整備について答弁をいたします。

まず1、災害対策について、(2)渇水対策について、アの本市の渇水状況及びこれまでの対応はというお尋ねでございます。

本市の渇水状況につきましては、昨年秋からの少雨により筑後川水系関係ダムの貯水率の低下など、渇水の状況にありますが、現在のところ、直ちに市民生活に大きな影響を及ぼすものではないと考えております。

これまでの対応につきましては、市において渇水干ばつ対策本部を設置し、状況に合わせて市民に対して節水の呼びかけなどの周知活動を行っております。

イの市民への周知及び今後の対応策はというお尋ねでございます。

市民への周知につきましては、ホームページ、FM八女、LINEにより渇水状況の周知や節水の呼びかけを行っております。

今後の対応につきましては、節水の呼びかけの継続と強化、国や県などによる筑後川水系渇水調整連絡会の動向や、この調整事項に基づく福岡県南広域水道企業団による筑後川からの取水制限の状況などを踏まえながら、引き続き必要な対応を行ってまいります。

次に3、高齢者運転免許証自主返納支援事業について、(1)事業の現状と課題について、アの利用者の意見要望の把握は行っているのか、イの利用者が返納者本人に限定されている根拠は何か及びウの利用者を運転免許証を有しない同居家族に拡大できないかについては一括して答弁をいたします。

八女市高齢者運転免許証自主返納支援事業は、高齢者が加害者となる交通事故の抑止を図るため、運転免許証の自主返納をしやすい環境を整備するために行う支援事業であり、自主返納を行った高齢者に対し、八女市タクシー・路線バス共通回数券等を交付しております。

運転免許証の自主返納を行った高齢者を対象とした支援事業となっておりますので、事業の目的や趣旨により、利用者は返納者本人に限定しております。

なお、利用者からの意見要望については、直接のお電話や窓口等で伺っております。

エの支援メニュー拡大の検討状況はというお尋ねでございます。

運転免許証の自主返納者に対する支援事業は、平成30年度の事業開始時にはタクシーと乗合タクシーが利用できる共通回数券だったものを、令和5年度に路線バスでの利用も加えて、八女市タクシー・路線バス共通回数券として利用交通機関を拡大したほか、令和6年度からはハンドル型電動車椅子の購入費に対する支援も行っております。

今後とも運転免許証の自主返納をしやすい環境づくりのため、支援方法について検討を続けてまいります。

4、公園整備について、(1)八女公園の再整備の考えはというお尋ねでございます。

新庁舎建設の臨時駐車場として利用しておりました八女公園につきましては、一日も早く子どもたちが安全に遊べるよう復旧工事を行ってまいります。

その上で、再整備につきましては、中心市街地の新たなにぎわいの拠点となるような公園づくりを目指す考えでございます。

(2)ドッグランの検討状況はというお尋ねでございます。

ドッグランにつきましては、市全体の公園整備という枠組みの中で検討を進めております。市全体の公園整備に当たっては、新たな公園を設置すべきか、あるいは既存の公園を改修すべきかといった様々な可能性を視野に入れており、皆様が快適に過ごせる公園づくりに向け、引き続き検討を重ねてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○教育長（城後慎一君）

5番古賀邦彦議員の一般質問にお答えします。

1、災害対策について、(1)指定避難所への空調設置について、ア、避難所指定体育館への空調設置の考えはについてでございます。

避難所指定の学校体育館につきましては、避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図るため、文部科学省の学校施設環境改善交付金を活用して、計画的に空調設備の設置を進めてまいります。

また、八女市総合体育館につきましても、同様に空調設備の設置を進めてまいります。

2、教育行政について、(1)小中学校・義務教育学校体育館への空調設置について、ア、小中学校・義務教育学校体育館の空調設置の考えはについてでございます。

小中学校・義務教育学校の体育館の空調設備につきましては、教育条件の公平性、将来的な学校の統合や義務教育学校化などの可能性を考慮しながら、実効性の高い方策の実証を行い、その結果を踏まえ、学校体育館への空調設備の設置を進めていきたいと考えております。

(2)小中学校・義務教育学校トイレの改善について、ア、来年度の改善計画はについてでございます。

学校施設の老朽化に伴うトイレ改修を含めた教育環境の改善につきましては、計画的な整備を図ってまいりました。来年度からも、さらにトイレの洋式化率向上を含めたトイレ改善についての取組を推進してまいります。

来年度のトイレ改善計画といたしましては、小学校2校のトイレの一部改修と、中学校1校のトイレの全面改修及び増設を予定しております。

5、八女市公式ホームページの改善について、(1)体育施設等の予約状況がホームページですぐ分かるようにできないかについてでございます。

体育施設等の予約状況につきましては、利用者の利便性を向上させるため、八女市公式ホームページのトップ画面から直接検索ができるなど、多くの市民が活用しやすくなるよう改善を図ってまいります。

以上、答弁申し上げます。

○5番（古賀邦彦君）

質問に入ります前に、質問項目の順番を変更することについて、議長にお許しをいただきたいのですが、よろしいでしょうか。1番、2番と行きまして、3番を最後にしまして、1、2、4、5、3という順で進めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、指定避難所への空調設置についてお尋ねいたしました。私がこの問題を取り上げるのは今回で5回目となります。この問題、言うまでもなく、先ほど述べたように、近年の気候変動、災害の激甚化などにより、いつどこで発生してもおかしくない、災害に見舞われた際、身を寄せる場所である避難所の環境が劣悪なため、せっかく助かった命が失われる、そういう事態が全国各地で発生していることから、避難所指定体育館への空調設置により、市民の命を守ることが行政の最大の責任ではないかと声を上げてきたところでございます。

さきの12月議会においても、私は空調設置の検討の加速を求めてまいりました。ようやく懸案であった避難所指定体育館への空調設置の計画が示されました。市民の皆様も大変喜ばれると確信をしております。

そこで、担当課長に伺います。

総合体育館とほかの避難所指定体育館である三河小学校、岡山小学校、みさき学園体育館、今後の空調設置計画について、どういう段取りで進めていかれる予定なのかをお尋ねいたします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

まずは具体的な整備内容につきましてでございますけれども、指定避難所でございます3校の学校体育館への空調設備整備事業につきましては、国からの交付金を活用して整備してまいりますので、空調設備の設置と合わせて、断熱性のない体育館につきましては、断熱性確保のための工事も併せて実施してまいりたいと思っております。

次に、具体的なスケジュールでございますけれども、指定避難所でございます、まずは三河小学校の体育館への空調設備を来年度、令和8年度より設計業務委託を実施し、令和9年度におきまして設置工事を実施してまいりたいと考えておるところでございます。

その後、同様に令和9年度、令和10年度において岡山小学校体育館を、令和10年度、11年

度においてみさき学園体育館へ空調設備を設置していきまして、令和11年度末を整備完了の目標年度として、しっかりと国の交付金を活用しながら事業を進めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○スポーツ振興課長（栗山哲也君）

御説明いたします。

八女市総合体育館につきましては、令和8年度に設計予算を計上させてもらっていますので、令和8年度に設計を行いまして、令和9年度に設置に向けて事業を進めてまいります。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

市長に伺います。

避難所指定体育館への空調設置により、大規模災害時に市民が安心して避難できる避難所の環境改善が大きく進むことが期待されます。市民の安心・安全確保の大きな一歩につながるることになります。この件についての市長の御所見を伺います。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

昨今の気候変動により災害が激甚化、頻発化している中において、従来、様々な場面で申し上げておりますけれども、避難生活が生じる前提、避難生活が長引いてしまう前提で対策を講じていくことが重要だと思っております。そのときに私自身災害関連死というのに非常に関心がある、そこをいかに抑えるかというのが、この中山間地を多く抱える八女市においては重要だと思っております、その中で避難所を少しでも快適にする、避難生活中にも生活の質が少しでも上がるような取組というのをこれまで行ってまいりまして、今回のこの指定避難所体育館への空調設置というのももちろんそうですし、これまでもさきの一般質問の中でも御質問いただいたトイレトレーラーの導入ですとかドローンの活用、フードトラック、商工会、商工会議所を活用しての温かい栄養のある食事の提供も、そういった取組をやってきましたけれども、今後もまだ様々できる場所があると思いますので、まずこの空調設置で満足することなく、さらなる災害に強いまちづくりのところにはしっかり取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひともこの計画が計画どおりに着実に進んでいきますように万全の対応をお願いし、次の質問に移ります。

2つ目は湧水対策についてです。この問題は、昨日の同僚議員の質問でも取り上げられて

おりますが、今後において重要な課題と認識しておりますので、私からも触れさせていただきます。

昨年の秋以降の少雨により、特に西日本においてダムの貯水量が低下し、水不足となっております。本市の水道水源である筑後川水系のダムの貯水率も11%程度、今後、市民生活への深刻な影響が懸念されるところです。

福岡県は先月10日、渇水対策本部を立ち上げましたが、この時期の対策本部の設置は20年ぶりと聞きます。そして今、福岡県内でも14の市町で水道の蛇口から出る水量を減らす減圧給水、これが広がっております。このまま少雨が続き、より強い措置の時間断水、夜間断水に踏み切る可能性もあると言われております。

先日から数日間雨が降ってはおりますが、雨量的にはさほどではございません。日向神ダムの関係者の方に伺いますと、昨年9月から今年1月までの雨量が、ダムができてから60年余りのうち過去最低であると言われております。2月は先日来の雨が100ミリ弱だったそうです。しかし、平年は120ミリほどということで平年を下回っております。早いうちに100ミリほどのまとまった雨が欲しいということも伺ったところでした。

本市は、先月16日付で市長を本部長とする八女市渇水干ばつ対策本部を設置されております。

担当課長にお尋ねをいたします。この間の本市における渇水状況及びこれまでの対応、そして、今後市民への周知を含め、どのように進めていかれるお考えなのか、お尋ねをいたします。

○上下水道局長（松尾正久君）

説明いたします。

渇水によるダムの貯水量不足により、福岡県南広域水道企業団では2月14日から筑後川からの15%の取水制限を行っております。

現在の状況としましては、現在、ホームページやFM八女、LINEなどを利用して節水の呼びかけを行っているところでございます。できれば、今後まとまった降雨により取水制限が解除されるのが一番かと思っておりますが、議員おっしゃるように、今後の渇水の状況はさらに厳しいものとなった場合の節水の呼びかけや協力依頼の方法としましては、水道利用者宅への節水チラシのポスティングや街頭でのチラシ配布による節水の呼びかけを行う、さらに広報車による呼びかけ、大口需要家への協力依頼などを想定しているところでございます。今後の状況を踏まえつつ、そのような事態になった場合は、迅速に対応できるように準備を進めているところです。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

先日の同僚議員の質問の際に、事態の悪化に備えて500リットル、あるいは1,000リットルの給水タンク、この活用を行う、そして、福岡県及び公益社団法人日本水道協会を通じて給水車を所有する事業者へ要請を行うと答えておられました。

ただ、この渇水が今、西日本全域、先ほど御紹介したように、福岡県内でもかなり広範囲に広がっております。いざというときにこの給水車の手配が間違いなくできるのか、ちょっと心配をしておるところです。その辺りは大丈夫なのか、担当課長お願いします。

○上下水道局長（松尾正久君）

説明いたします。

給水車の使用につきましては、給水車を所有している福岡県南広域水道企業団で開催される給水車操作訓練研修に職員を出席させ、給水車の操作方法を習得し、緊急時に即座に対応できるように備えているところです。

また、今回のような渇水のみならず、災害や大規模漏水等に伴う断水の場合も含めて給水車を要請し、対応することは想定されますので、福岡県や日本水道協会としっかり連携していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

事態の状況をしっかり見極めていただき、必要な手だてをしっかりと打ってもらうように、くれぐれもよろしく願いしておきたいと思っております。

この関連で、防災安全課長にもお尋ねをいたします。全国各地の災害の際に、避難所環境の改善とともに指摘されてきた生活用水の確保、このために、これまで本市では災害時の生活用水確保対策として、いわゆる災害用井戸、災害時生活用水供給施設の設置を進めてきております。現在、市内の公共施設を中心に102か所の災害用井戸があります。まさか渇水対策としてこのことを活用すると私自身も想定しておりませんでした。渇水状況がさらに深刻化した場合、市民の生活用水を確保するために、この施設がいざというときに使えるように、すぐ使えるように、今のうちに災害用井戸の総点検、あわせて災害用井戸の場所を記載した案内用のチラシがすぐ配布できるような、そういう備えが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

以前、古賀議員が一般質問で取り上げていただきました災害用井戸について、本市では井戸などを保有し、有事の際、生活用水を供給、提供できる市の施設を令和7年3月に災害時生活用水供給施設として指定いたしました。

渇水時における本供給施設の取扱いにつきましては、2月16日に設置されました八女市渇

水干ばつ対策本部におきまして協議が行われ、生活用水が不足した場合は活用するということが確認されておるところでございます。

一方、防災安全課では、本供給施設を渇水時におきましても必要に応じて活用することを、施設を所管する部署に文書で改めて通知したところでございます。

また、本供給施設を活用する際、開設する施設の情報を迅速に周知できるように備えるとともに、災害用で備蓄しております飲料水や大型浄水器の提供につきましても、当然想定をしているところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

大事なことは、現時点で取り得る最大限の備えを行うことだと思います。市民の安心を確保できるように、しっかり取り組んでいただくように求めておきます。

なお、災害用井戸については市全体で102か所ですが、今回、改めて私もその配置状況を確認してみました。市水を多く利用している旧八女市には、102か所のうち、そのうち18か所、全体の17.6%、2割もないということが分かりました。

校区ごとに見てみますと、旧八女市、校区当たり2か所から4か所の配置状況です。その中で川崎校区には1か所もありません。空白の校区には急いで設置をしなければならんと思います。いざというときの生活用水確保のための災害用井戸の整備が必要だと思います。このことは次の機会に取り上げたいと思いますが、担当課においてはそのこともしっかり念頭に置かれて、その検討をお願いしたいと思います。その上で次の質問に入らせていただきます。

教育行政について、小中学校・義務教育学校体育館への空調設置について伺います。

この問題も先ほど申し上げたとおり、夏場の体育の授業がまともに行えないという学校の実態があり、関係者からも空調の設置を求める声が上がっておりまして、繰り返し求めてきたところでございます。

1月31日にこの議場で開かれたこども議会で福島小学校代表のこども議員から、私たちは体育の授業を楽しみにしています。しかし、夏場になると体育館や運動場の気温がとても高くなり、体育の授業を受けることができなくなります。福島小学校では7月から9月の体育館の使用が制限されてしまい、体を思い切って動かすことができません。体育館にエアコンを設置することはできないでしょうかと質問が出されました。

これに対し市長は、体育館にエアコンを設置するには多くの費用がかかるため課題となっていますが、夏でも安全に体を動かせる環境を整えることは市役所としても重要な目標です。議員からの御意見を受けて、体育館にエアコンを設置できるよう市役所で話し合い、なるべく早めに話し合った結果を八女市の皆さんにお伝えしていきたいと思いますので、待っていてください。このように答えられました。今度の広報3月号にその特集を載せていただい

おります。

懸案であった小中学校・義務教育学校体育館への空調設置について新たな方針が示されております。

担当課長に伺います。この計画についてどういう段取りで進めていかれるものか、お尋ねをいたします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

避難所指定以外の学校体育館、八女市には18校ございますけれども、18校におきます空調設置につきましては、イニシャルコストなどを抑えることができます移動式のスポットエアコンの導入を予定しているところでございます。

この移動式スポットエアコンと申しますのは、室内機と室外機が一体となっておりますが、分離しても稼働できる通常のエアコンと同等の機能を持っているものでございまして、冷房、暖房機能がついており、風の到達距離は約20メートル程度あると言われている簡易的な空調設備のことでございます。

この簡易的な空調設備を、まずは学校体育館のアリーナの面積が一番広い福島小学校と一番狭い筑南小学校におきまして、6月から9月の4か月間、スポットエアコンをレンタルいたしまして、令和8年度におきまして実証を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

来年度2校で空調の実証検証を行うということですが、仮に検証の結果、この空調機器では機能が十分果たせないと判断される場合もあると思います。その場合、別の機器で新たに検証を進められるのか。検証したけれども、駄目だったから、この計画そのものを白紙に戻しますということではないと理解してよろしいでしょうか、いかがでしょうか。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

市議からのもしもという仮定の御質問に関しましては、現在、お答えできるものは持ち合わせておりませんが、やはり近年の記録的な猛暑を受けまして、小学校、中学校の体育館内での熱中症リスクを軽減するというのと合わせまして、児童生徒の皆さんが快適に運動ができる環境整備を図ることは必要であると認識しておりますので、継続してしっかりと対応していく必要があると考えておるところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

もう一つ、設置の時期の問題です。先ほど避難所指定の体育館につきましては、時期がはっきりと明示をされたところです。

これまで執行部、市内全校の空調設置については、教育条件の公平性を考慮する必要があると繰り返し言われてまいりました。そうであるならば、この避難所指定体育館への空調設置が完了する時期と、それから、そのほかの小中学校・義務教育学校の体育館へ設置される時期がやはり一緒になるべきであろうと思うわけです。

教育長に伺います。全校への空調設置及び今後の設置時期のめどをどのように考えておられるのか、お願いいたします。

○教育長（城後慎一君）

お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、学校数が多いございますので、フル装備ではなかなか費用がかかるといことで、先行事例等を非常に頑張ってといいますか、調べまして、先ほど課長が説明した簡易空調を設置しようということになったわけでございます。

指定避難所以外の学校につきましては、そういう学校統合等を鑑みて、来年度冷え具合等を検証して、その経過によって台数等多少の変更はあるかもしれませんけれども、現在のところ、令和11年度を目途に計画を立てているところでございます。

ただその際、体育館は教室の座学と違いまして、基本的に汗をかきに行くところでございますので、暑さを感じたら自分で適度に休憩したり、水分を補給したりすることができること、そもそも暑いときには発汗して体温を冷やすという体のメカニズムも適切に稼働させる環境に適応する力をつけるのも教育の大切な要素であると思っておりますので、指定避難所までの冷え方というよりは、熱中症の危険を軽減し、適切な運動が可能な程度の暑さ指数の安定化を図って設置してまいりたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

新たな計画も示されておりますので、この計画が着実に進むことを期待しますとともに、今後もその進捗を見定めてまいりたいと思っております。そのことを申し上げて、次の質問に入らせていただきます。

小中学校・義務教育学校のトイレの改善についてです。これも昨年1月のこども議会で指摘されて以降、取り上げてきた課題でございます。

担当課長に伺います。今年度内の対応、また、来年度に向けた具体的な改善計画についてお尋ねをいたします。

○学校教育課長（高巢雅彦君）

お答えいたします。

具体的な来年度のトイレ改善の内容につきまして、令和8年度の当初予算におきまして、トイレ改修の実施予定校は3校でございます。

具体的な学校と内容につきましてでございますけれども、まずは長峰小学校におきます多

目的トイレ及び職員トイレの改修工事、岡山小学校におきましては、1階児童用トイレの改修及び洋式化の工事、3つ目が南中学校の既設トイレの改修と洋式化工事、あわせまして、新たに校舎内におきましてトイレの増設工事を予定しているところでございます。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

小中学校・義務教育学校トイレの改善ですね、スピード感を持って確実に進めていただきたいと思います。長峰小学校、岡山小学校は特に古いですね。

ところが、私、三河小学校と、先日、西中学校に行きましたところ、とてもきれいなんですよ。使いたくなるトイレといいですかね、そういうところもあります。教育委員会も努力をされているというところは確認させていただいておるところです。しっかり取り組んでいただくようお願いをし、次の質問に入らせていただきます。

次は、八女公園の再整備の考え、それから、ドッグランの検討状況ということに入ります。

八女公園は市中心部に位置し、公共施設が立ち並ぶそばに位置しております。

担当課長に伺います。この八女公園を市中心部の緑の多い安らげる公園として、また、子どもたちや高齢者などが楽しく活用できる、そういう公園にしてもらいたいと考えますが、今後の八女公園の再整備の考えについてお尋ねをいたします。

○建設課長（木村 孝君）

お答え申し上げます。

八女公園の再整備は、令和8年度に市役所臨時駐車場跡地について改修工事を行い、子どもや市民の方が利用しやすい芝生広場に戻す予定としております。

その後につきましては、関係部署と協議し、中心市街地の新たなにぎわいにつながる公園づくりを目指すつもりでございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

新庁舎建設に伴いまして、県道沿いに340台が止められる大駐車場が完備されております。そのすぐそばに八女公園があります。市民の方からは、もっと利用しやすい安らげる公園にしてほしいという声がございます。八女公園は、敷地面積は一定の広さがありますが、記念碑とか、いろんなものが多くありまして、公園内の木々も茂り、見通しが悪いといいますが、開放感という点ではちょっとそれが弱い、そういった状況にあらうかと思っております。

今回、駐車場跡の芝生化ということもありますが、御回答に市中心部のにぎわいの一助になる公園にしたいというお考えが示されておりますので、この点について市長、どのようにお考えになっておるのか、お考えをお願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

まず、公園整備全体の考え方については、ほかの議員の皆様からの一般質問でもお答えしているとおりでございますけれども、今、様々公園に対する要望がある中で、八女市内全体の公園の今後の在り方について計画を立てている途中でございます。

八女公園については、冒頭答弁で申し上げたとおり、一番広い場所がまだ駐車場からの再整備が完了しておりませんので、まずはそこを早急に完了させる、もっと広く八女公園を使っていただけるようにするのと、せっかくこの市役所もまさに広く市民の皆様が開かれたにぎわいの中心としてやっていくという、駐車場も含めてそういう方針を掲げている中で、ある意味、市役所にも一番近い公園ということで、この公園だけで議論するのではなくて、この市役所の本庁舎、また隣には図書館もありますので、そういったところを含めたこの地域全体のまちづくりの在り方というところから議論をして、公園についてはしっかり今後整備を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

まずは芝生の再整備ということだと思いますが、芝生の今の駐車場になっていた以外のところはそこそこベンチのようなものがありまして、腰かけるところがあるんですね。

ところが、駐車場になっていた区画は、そういう芝生という関係もあるんですが、ベンチがないように思いますので、できたら少し腰かけられる、安らげる、そういった施設を備えていただけないかと要望させていただきます。ぜひこの公園を活用して、中心市街地の活性化につながるようにということでお願いしたいと思います。

それから、ドッグランの検討状況ですが、これは昨年の6月議会でも取り上げさせていただきましたが、やはり市民の方からの御要望がいろいろとございます。その後の検討状況などについて、担当課長いかがでしょうか。

○建設課長（木村 孝君）

お答え申し上げます。

ドッグランにつきましては、市長答弁にもありましたように、市全体の公園整備の中で検討を進めている状況でございます。今年度公園整備の検討予算を活用するとともに、多様なニーズに応えられるよう、地域の状況を考慮しながら検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

市民の声がそういうことでありますので、前向きに公園整備全体の検討と合わせて、ぜひ検討をお願いしたいということで、次の質問に入らせていただきます。

八女市公式ホームページの改善についてです。

小学生の子どもを持つ保護者の方からこんな要望がありました。子どもが休みの日に八女市総合体育館に行って卓球をしたいと、友達を誘って遊びに行くんだけど、行ったら、窓口で予約がいっぱいで、今日は使われんよと言われると。電話をかけて開いてますかと聞くのもいいんですけども、今はネットの時代ですから、八女市のホームページにそういった体育館の予約状況がすぐ見られるようにしてもらえんやろうかという御要望がございました。ゲームとかインターネットとか、そういった時代に、小学生の子どもさんが休みの日に総合体育館に行って卓球をする、何と健康的な話ではないかと思ったところでございますが、先ほどの御回答では、改善できるようにやりますよということではございますが、大体いつ頃から備えられると考えていいのか、お尋ねをいたします。

○スポーツ振興課長（栗山哲也君）

お答えいたします。

確かに分かりづらい面もあったかなと思っておりますので、ホームページの担当部署がございますので、そちらと早急に協議をしまして、近日中に改善したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○5番（古賀邦彦君）

子どもたちのそういうスポーツをしたいという熱意に応えていただいて、早急に取りかかっていただきますようによろしく願いいたします。

それから、最後3番目の高齢者の運転免許証自主返納支援事業についてでございます。

この自主返納事業というのは平成30年にスタートしたということでお聞きをしております。高齢者の運転事故対策の一環ということです。

本市の支援内容は充実をしてくまして、金額で言っても60千円分の補助、助成ということであります。調べてみますと、この60千円というのは、この支援額はお隣のみやま市と同額ですが、福岡県南の近隣の自治体の中では群を抜いて高額の支援状況となっておりますことが分かりました。この制度によって随分助かったというお声もお聞きします。

担当課長にお尋ねします。支援事業が始まって今年で17年が経過しておりますが、この間の利用者からの意見要望の把握はされておるのかどうかをお尋ねいたします。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

本事業に関しまして、これまでに電話や窓口を通じて市民の皆様から寄せられた主な御意見や御要望について、その内容を御説明させていただきます。

具体的な内容としましては、路線バスでの利用拡大や本人が同乗しない場合の使用の可否に関するもの、また、タクシー会社が近隣にない地域にお住まいの方から、回数券の交付ではなく、ハンドル型電動車椅子購入への補助はできないか、さらには、お釣りの取扱いと

いった運用上の細やかなルールに関する御確認など、多岐にわたるお声を直接いただいたことがございます。

以上でございます。

○5番（古賀邦彦君）

この事業の申請者、それから、使用率の推移というのを今回資料でいただきました。これを見てみますと、使用率は、申請者がずっとずれずれに行きますので、一概にその年度で何人というのは分からないんですが、大体見てみますと、ほぼ半数の方が御利用になっていると、そして、使用率として見られるのかなど。もちろん、パーセントですから、ほとんど使い切っている方もあれば、全然使っていない方もおられるのだらうと思いますけれども、なべてすれば平均化しているということだと思います。

また、仮に申請者がお亡くなりになると市に返納しなければなりません。返納率についてもお聞きをしたところ、ほぼ半分という状況だと伺いました。

この支援事業については本当に助かっていると、よかったというお声を頂戴しておりますが、一方で、もらったんだけど、家族がみんな運転するので、病院や買物に乗っけてもらうから、なかなか自分自身が使う機会がなくて、たんすに眠っていますという方もおられれば、中には、主人が共通回数券をもらった後、すぐ入院したと。当然、奥様、御家族が病院に見舞いや付添いに行くわけですが、その際には、本人限定ということなので、タクシーやバスを利用するときに回数券が使えない、何とか使えるようにならないでしょうかということをお伺いすることがあります。そういうことから、今回、運転免許証返納者本人に限定されている根拠は何ですかということでお尋ねしたわけですが、原則は確かにここに書いてあるとおありだろうと思いますが、そういった特段の事情というか、そういった場合はこの取扱いを緩和することができないものか、その点、担当課長いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えさせていただきます。

先ほどの御意見とか御要望の説明をさせていただいた中にもございましたが、確かに御本人が頂いて、それですぐ入院されたと。そこに運転免許証をお持ちでない配偶者の方が見舞いに行くときに使いたいと。なので、御本人以外の御家族で使えないかというお声は確かにございますし、お気持ちも私個人としてはよく分かるところでございます。

ただ、本事業につきましては、先ほど市長答弁にもございましたが、運転免許証を自主的に返納された方を対象に、その後の移動手段の確保のための支援をするために、そこを主眼に置いておりますので、事業の趣旨、目的により、本人の利用を原則とさせていただいているところでございます。

だから、御本人の移動が伴わない形での御家族の支援としますと、高齢者の移動支援施策

との整合性とか、あと当初からお二人とも運転免許証をお持ちでない世帯との公平性を保つことがなかなか難しくなるのではないかと懸念しているところでございます。

本市としましては、制度の継続性と公平性を維持するため、この回数券を使用する対象者を、運転免許証を返納された御本人以外へ拡大することについては、現時点では慎重にならざるを得ないと考えておるところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

なかなか難しいということです。

次に、支援メニューの拡大についての検討状況をお尋ねしております。

支援内容の改善についてもぜひ検討していただけないかと思っております。県内の近隣の自治体の支援内容を見てみますと、支援金額の大小はあるんですが、タクシー利用券、もしくは交通系ICカードのどちらかを選ぶというのが4市町ございます。柳川市ではタクシー利用券プラスお買物券が支援されているということでございます。交通系のICカードというのは買物にも利用することができ、利便性にも優れているとも思いますし、いいなと思ったところですよ。

担当課長にお伺いします。支援内容の改善、それから、利用者の利便性向上策として、今後、交通系ICカードも選択できるように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

福岡県内におきまして、支援内容に交通系ICカードを採用されている自治体があることは承知しております。

本事業は、先ほど申し上げましたように、運転免許証を自主返納された高齢者の移動手段を確保することを目的としておりますので、交通利用以外にも幅広く利用可能な交通系ICカードにつきましては、本事業の趣旨との整合性を考慮しまして、現時点での導入は想定していない状況でございます。

ただ、議員御指摘のとおり、利便性の向上は大変重要な課題であると認識をしておりますので、現在の支援内容の効果を見極めつつ、他自治体の先行事例や本市の公共交通におけるキャッシュレス化の進展など、周辺環境の整備状況を注視しながら、今後も多様な角度から研究していきたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

ぜひこの交通系ICカードについては御検討をお願いしたいと思います。御本人が運転免許証を返納されてバスを利用する。いろんな場合、交通系ICカードは今ふだんに使われておりますので、非常に便利だろうと思いますので、御検討をお願いしたいと思います。

それから次に、支援メニューの拡大、これも検討をしていただきたいと思っております。

私は知りませんでしたけれども、この自主返納については、自治体が行う支援事業と、それから、事業者などが行う支援事業というのが二通りあるんですね。それで、全国的にはいろいろ取り組まれております。残念ながら、九州では福岡県とか佐賀県はほとんど取り組まれておりません。しかし、ほかの県では取り組まれておりますし、県単位でも、県が音頭を取って、よく見ると、県の警察が音頭を取って、要するに、県警の指定店といいますか、指定協力店、いろんなお店あたりを利用した場合の割引が特典として得られるとか、そういったのが取り組まれておることが分かりました。

例えば、熊本県では、返納者のあかしを示すと、補聴器を購入するときに10千円引きであるとか、地元商店街で使える2千円相当の商品券をもらえると、温泉の入湯料金の半額割引とか、車を手放しますから廃車しますね。廃車の引取りでJCBギフト券1千円分プレゼントとか、そんなに大きな補助ではないんですけども、事業者が支援するということで、いろんな取組をされておるのが分かりました。

唯一、北九州市では、もちろん指定されたお店ですけども、飲食店でそのあかしを示すと10%から30%の割引とかワンドリンクサービス、先ほども言ったように、眼鏡、補聴器、10%から25%割引とか、110千円以上の電動アシスト自転車を購入する場合は5,500円を割り引くとか、そういう指定されたお店で買物とか施設を利用する際に、この運転経歴証明書、これを提示すれば支援を受けられるというサービスがあります。

これはどちらかというと福岡県警察本部で音頭を取ってもらおうと非常にいいなと思うところでもありますけれども、こういった支援の内容について担当課長は御存じなのか。それから、事業者等による支援事業にぜひ支援内容を広げてもらいたい。事業者に呼びかけてもらって、そういう支援も受けられるということで取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

先ほど古賀議員おっしゃいました宮崎県警察本部の取組について、私もインターネットで拝見しまして、先週末だったんですが、八女警察署の交通課長を訪ねて、福岡県警察本部の取組を尋ねましたところ、福岡県警察本部のほうにすぐ電話で確認していただきましたが、残念ながら今のところそういう検討はなされておられないという状況でございました。

自動車は高齢者の方にとりまして生活に欠かすことのできない移動手段という中で、自ら運転免許証を返納されるということは大変重い決断によるものと思っております。今後とも高齢者の方が自主的に運転免許証を返納される際の支援について、先ほど紹介していただきましたような他県の状況も含めて、様々な支援法についてしっかりと研究していきたいと

考えております。

それから、一方で、高齢者が一日でも長く安全に運転していくために、現在、本市が行っておりますが、シニアドライビングスクール、そういった安全運転につながる取組につきましても継続して実施してまいりたいと考えております。

○5番（古賀邦彦君）

今、課長が御紹介をいただいた宮崎県の内容なんですけど、これは宮崎県に居住されている方は全部恩恵があるんですよ。これと別に、自治体が支援する内容というのがまた別にあるんですね。見てみると、先ほど御紹介した内容のほかに、タクシーの運賃が1割引きになるとか、あるいは面白いのは、宮崎第一信用金庫、高鍋信用金庫、延岡信用金庫についてということですが、定期預金の固定金利0.1%上乘せ、1回限りですけどね、そういったのもこの中に入っているんですね。それから、ホテルとか旅館を利用した場合、宿泊料を1割引きしますとか、県でそういう県内の居住者を対象ということまでしております、これが全国にそういった状況がありますので、ぜひとも福岡県でもこれは取り組んでもらいたいなど。見てみると、福岡と佐賀だけが県単位で全くないんですよ。これはちょっとどうかなと思いますので。

それから、もう一つありました。宮崎では面白かったのは、これは自治体単位です。高千穂町とえびの市についてですけれども、灯油の配達料の無料、配達料を取らないといったのもあります。それから、びっくりしたのは、交通安全協会も宮崎の南地区、小林地区、高千穂地区などですけれども、運転経歴証明書交付手数料1,100円のうち500円を助成しますといった内容も、これは全ての交通安全協会ではないようではございますけれども、実は宮崎ではこういったこともされておりますので、今後、こういった支援メニューの豊富化という点では、先ほどの交通系ICカードの導入も含めてぜひ検討を、また、必要な県警等への呼びかけといたしますか、依頼、この辺りをお願いしたいと思います。

最後、時間が少しありますので、1つだけ少し戻りますけれども、先日の同僚議員の質問の中にもありました災害時のトイレの環境改善、トイレの確保という点でいいですよと、同僚議員も指摘されておりましたが、トイレベンチというのがあるんですね。私知りませんでした。これは神奈川県厚木市では市内の公園などに設置されております。防災用ベンチ、これは防災安全課長御存じですか。いかがですか。

○防災安全課長（毛利昭夫君）

お答えいたします。

一部の自治体ではございますが、災害時に座板を外して災害用トイレとか、かまどで使用可能なベンチを設置してあるところ、そういう自治体があるということは承知しておるところでございます。

○5番（古賀邦彦君）

これは検討の余地があるなと思いました。もちろん、災害の規模にもよると思います。思いますが、この防災用ベンチというのが、今、課長が言われたように、座板を外して、いざというときはトイレ、これはベンチ1基の足の部分が2基のトイレになり、大型と小型のテントを設置、上からテントをかぶせて使用すると。大型テントは車椅子のまま利用できて、地下のタンクは1基950リットル、1日100人使用した場合、7日から8日間分貯留できるというものです。かまどベンチにもなって、通常はベンチとして使用するんだけど、簡単な組み立てで大型の鍋45リットルが2個乗る。そういったかまどとして使用することもできるということですので、ぜひ市長、今後公園の整備、これは今おっしゃったとおり進めていきたいということでございますが、こういった災害時の対応という点でも、ひとつこれはぜひ御検討いただけないかなと思っております。市長、御見解いかがでしょうか。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

今、議員から御紹介いただいたかまどベンチは、私も昨年、防災連携の協定を結んでいる静岡県吉田町にお邪魔した際に、設置されている公園を見学させていただきまして、私もすごくいい、非常に災害対応力の向上という意味では意義のある取組だなというところで勉強させていただいたところでございます。

今後、公園を整備するに当たっては、当然その公園は子どもたちの遊び場、高齢者を含め、多くの市民の皆さんの憩いの場という一番の目的があるわけでございますけれども、当然その災害時の避難場所等、災害対応という目的ももちろんあるわけでございますので、せっかくこれから公園を整備するのであれば、そういった防災対応力の向上という観点も含めての公園整備をしっかりと進めてまいりたいと思います。

以上です。

○5番（古賀邦彦君）

第5次八女市総合計画というのをこの間見ておりまして、基本政策の3に「美しいふるさとづくり」ということで、「公園・緑地・水辺といった自然環境を活かしたやすらぎの場の整備に努め、次世代を見据えた景観・環境の美しい私たちのふるさとづくりを進めます」とあります。

この総合計画を作成するに当たって、今から5年ほど前になりますが、令和2年6月に高校3年生約1,000人を対象にアンケートが実施されております。八女市の住みやすさについて聞いているわけですね。八女市には住みやすいと答えた高校生が63.9%、8.9%の生徒が住みにくいと答えたそうですが、住みやすい理由を聞くと79.1%の生徒が自然が豊かだからと答えている。

一方、住みにくいと思う理由を聞いたところ、交通の便が悪いからが圧倒的81.3%、買物するのに不便だからというのが65.6%、次に来るのが公園、スポーツ、レジャー施設があまり整備されていないからというのが40.6%となっております。公園の整備は、そういった意味では非常に大事ななというのをつくづく思ったところでもあります。

今回は災害対策、教育行政、高齢者運転免許自主返納支援事業、公園整備、八女市公式ホームページの改善についてお尋ねをいたしました。また幾つかの提案もさせていただきました。どの課題も市民にとっては重要な課題であると考えております。執行部には本日要請した内容をしっかり受け止めていただき、今後の取組に生かしていただくようよろしくお願いいたします。誰もが安心して暮らせる八女市へ、今後ともしっかりと取り組んでまいります。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

5番古賀邦彦議員の質問を終わります。

14時50分まで休憩します。

午後2時40分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（橋本正敏君）

休憩前に引き続き一般質問を再開します。

12番堤康幸議員の質問を許します。

○12番（堤 康幸君）

皆さんこんにちは。12番堤康幸でございます。通告に基づき一般質問を行います。16番目となりました。森林資源の活用策について、それと、中山間地域の優良農地の保全策について、以上2点、八女市の持続的な発展には大変重要なことだと考えております。具体的な具体策をお尋ねしたいと思います。

さて、本日、ワールドベースボールクラシック第1次ラウンド東京プールが開幕をしました。まさに今オーストラリア対チャイニーズタイペイの試合があつておるところであります。サムライジャパンは明日初戦を迎えますが、奮闘を期待しておるところです。

京都府出身の北山亘基投手が考案した「お茶たてポーズ」が話題になっております。各試合でこのパフォーマンスが数多く見られるように盛り上がれば、3月18日の決勝進出も期待できるのではないかなと考えておるところでございます。この「お茶たてポーズ」が話題になり、消費の拡大につながり、茶産業の振興発展につながれば幸いなことだと考えているんですけども、3月18日は、このワールドベースボールクラシックを最頂点とする、ピラミッドでいえば一番末端の福岡県古希リーグの春季リーグが開幕をいたします。たまたま事務整理日に当たりますので、参加をしてしっかりと体をほぐしていきたいと思っておるところ

ろです。試合状況も気になるところでありますけれども、まずは今の役割をしっかりと果たすべく、八女市の振興、発展につながりますよう全力で質問をしてみたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。

○市長（箕原悠太郎君）

12番堤康幸議員の一般質問にお答えいたします。

1、森林資源の活用策について、(1)森林経営管理制度に基づく調査の現状はというお尋ねでございます。

森林経営管理制度に基づく取組を進める中で、まず、福岡県が実施した航空レーザー測量の成果を活用し、令和4年度から令和7年度にかけて森林資源などの解析を行っております。

また、森林経営計画が策定されていない森林を中心に、過去の施業履歴や所有者情報といった基礎的な情報の収集、整理を進めております。これらを基に、意向調査の対象となる森林を抽出し、昨年度から森林所有者へ順次、今後の森林の経営管理に対する意向調査を実施しております。

その調査において、委託したいと回答のあった森林につきましては、さらに詳細な現地確認調査を行い、経営が成り立つ森林かどうかを判断いたします。その結果、経営が成り立つ森林につきましては、林業経営体につなぎ、森林経営計画による集約化を図ってまいります。

一方で、現時点で経営が成り立たない森林につきましては、福岡県荒廃森林整備事業に基づき、市と所有者の間で協定を締結し、間伐の実施につなげてまいります。また、経過観察となった森林につきましては、緊急に施業が必要となった場合に備え、経営管理権の設定や集積計画案の策定、市発注による間伐などを検討し、適切に管理してまいります。

今後も本制度を適切に運用し、木材生産や防災・減災といった森林の持つ公益的機能を維持、増進できるよう努めてまいります。

(2)森林環境譲与税の用途はというお尋ねでございます。

森林の有する公益的機能の維持、増進を図るため、間伐などの森林整備や担い手対策、木材利用の促進などに活用しております。また、森林経営管理制度を円滑に運用するために欠かせない森林資源の解析や、森林所有者への意向調査、現地確認調査といった業務などに活用し、取組を進めております。

(3)基金積立ての目的は何かというお尋ねでございます。

森林経営管理制度に基づき実施する意向調査の結果、委託したいと回答のあった森林のうち、経営が成り立つ森林につきましては林業経営体につなぎ、経営が成り立たない森林につきましては所有者に代わって市が管理していくこととなります。

これらの森林において、将来必要となる間伐や路網整備などの施業費用を安定的に確保するため、譲与税の一部を基金に積み立て、持続可能な森林管理の財源として計画的に活用し

てまいります。

(4) 森林の持続的循環利用には、長期的な視点が必要と考えるがというお尋ねでございます。

森林整備は数十年単位の時間を要することから、長期的かつ計画的な視点を持つことが極めて重要でございます。

本市におきましても、森林環境譲与税を活用しながら、伐って、使って、植えて、育てるという森林資源循環のサイクルを推進してまいります。

具体的には、森林経営管理制度に基づく意向調査等を適切に進めるとともに、八女材の利用促進や再造林への支援にも力を注いでまいります。

今後とも、豊かな森林資源を次世代へ引き継いでいけるよう、路網整備や専門的な知識を持った担い手の育成を含め、持続可能な森林経営に取り組んでまいります。

次に、2の中山間地域の優良農地保全策について、(1)保全のための手段は考えているのかというお尋ねでございます。

農地保全策につきましては、農業委員会において農地パトロール活動による農地の利用状況の把握を行い、農地の適正管理の指導及び八女市農地銀行の活用による耕作放棄地の発生防止と解消に努めております。また、本市といたしましては、農地中間管理事業を活用し、意欲ある担い手への農地の集積、集約化を推進しております。あわせて、中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度に取り組むことで、農地や農業施設の維持につながっております。

今後、中山間地域の優良農地の維持と円滑な継承を図るためには、後継者の育成や新規就農者の確保はもとより、作業効率を高めるための条件整備、優良品種や高収益作物への転換など、安定した生産基盤の確立が重要であると考えております。引き続き、農地中間管理機構をはじめ、関係各所と連携しながら、農地中間管理事業の幅広い活用を積極的に推進してまいります。

最後に、(2)の農地中間管理機構関連農地整備事業の推進の考えはというお尋ねでございます。

農地中間管理機構関連農地整備事業は、事業採択に必要な条件として、事業区域内の土地を一定期間、農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをすることや、土地改良法に基づく団体の設立などの要件がある事業でございます。

本市といたしましては、地域の実情や要望を踏まえ、条件に合うものについては本事業の活用を努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○12番（堤 康幸君）

地域にある資源をしっかりと活用するという事は、ない物ねだりをするよりか大事なことでと考えておるところです。

まず、森林資源の活用策についての1番目、森林経営管理制度が創設された背景なり、経緯について御説明をお願いしたいと思います。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

戦後に植栽されました人工林が利用期を迎えている一方、森林所有者の高齢化、世代交代による林業離れ、木材価格の長期的な低迷による経営意欲の低下によりまして、手入れ不足の森林や放置される森林が増加し、地球温暖化や災害リスクが高まっていることが背景にございます。

その経緯、目的につきましては、2050年のカーボンニュートラルの実現に向けて、全ての国が温室効果ガス削減に取り組むパリ協定の目標達成や、国土保全や水源涵養など、森林の持つ多面的機能の維持と林業の成長産業化を両立させるために、2019年（平成31年）、森林経営管理法が施行されております。

また、この森林経営管理制度におきましては、市町村が仲介役となりまして、経営が可能な森林を意欲ある林業経営体や担い手へ経営管理を集約することによりまして、また、経営管理が困難な森林は所有者に代わってその森林を市町村が公的管理をする法的根拠が整備されておるところでございます。本制度を支える財源としまして、森林環境税及び森林環境譲与税の交付に関する法律も同時施行され、この財源に充てられるようになっているところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

平成9年に京都で国連気候変動枠組条約第3回締約国会議、いわゆる京都議定書でございますけれども、ここで日本が6%脱炭素をする中で3.8%を森林に吸収させるという約束がなされており、その後、パリ協定、COP21ということになりますけれども、そこからの引継ぎの中でこういう制度が創設されたものと考えておるところです。

管理をしっかりとしていない森林が非常に多いということがその一つの大きな要因だろうと思っておりますけれども、その中で、この管理制度に基づいて森林所有者への意向調査の準備作業として令和元年から譲与税が交付されておりますけれども、航空レーザー測量を基にして森林資源解析業務という事前作業が行われておりますけれども、これの具体的な説明をお願いしたいと思います。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答えいたします。

福岡県が実施いたしました航空レーザー測量を基にいたしまして、森林の解析業務が本年度で終了するところでございます。あわせて、森林の初期評価等を取りまとめまして、意向調査へ移っていくわけでございますけれども、既に解析が終わっております分につきましては、令和6年度より順次、準備が整ったエリア、具体的にいいますと、まず、上陽地区を中心に意向調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

既にこの事前作業が終わって、最終的に森林所有者の意思確認が既に行われておるということでございますけれども、まだ僅かでしょうけれども、意思確認の傾向、どういう傾向か、教えてください。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

この意向調査によります傾向ということだと思いますけれども、令和6年度に行いました分だけに限ってですけれども、上陽町の八重谷と久木原地区を中心に行っております。対象森林面積も約780ヘクタールと、八女全体の調査対象が1万4,000ヘクタールということでございましたので、ごく僅かなんですけれども、また、調査対象者の人数が489名でございます。その調査の傾向から申しますと、森林組合をはじめとする林業事業体へ管理委託を希望するという方が52%でございます。それと、意外と多いなと思ったんですけれども、自ら林業経営を行っていくという方が21%おられました。また、未定となっておりますが、これは自分で山林を所有してその後の計画が立っていないという感じの様子を見ると解釈しておりますが、それが16%、そのほか返信なしなど無回答というところが11%という結果になりました。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

まだ上陽地区の一部の調査対象ということで全体的な傾向は分からないというのが実情だろうと思いますけれども、この意向調査の中で経営に適している、経営に向いていると判断されたのは林業経営体あたりにつないでいく、経営に向かない森林と判断された場合は市が管理をするとこの制度の中ではなっておるようでございますけれども、この経営に向いているか向いていないかという判断はどこが判断を下すわけですか、お尋ねします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

今まさに森林の現状をカルテという形で調査を行っておるところでございますけれども、その判断基準というのが、例えば、傾斜が20度、30度とか、そういったものと、切って搬出

をしなければなりませんので、一番近い道路からどれぐらいの距離があるかとか、そういったものが一つの判断基準になってまいります。そういった中から判断していきますと、どこも急傾斜で道がなかったりというところは結構多うございますので、どちらかという、経営が向かないという判断が多くなってくるかと思えます。

ただ、そういった部分も、実際、森林の施業計画を行って施業をやっておられる山林もたくさんございますので、そういったものと集約化した形で林業経営につなげられるように努めてまいりたいと思っております。

また、その判断を行う機関としまして、八女市林業振興対策協議会というのが八女市にございますけれども、その中から専門部会というのを立ち上げております。これは林業経営体の方や森林組合、また、福岡県の職員等で構成しておりますけれども、そういった方の意見を聞きながら進めてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

そこが一番大事なところだろうと思うわけでございます。

意思確認の準備作業として、航空レーザーで森林資源解析が行われておりますけど、これは林道、作業道も含めて道路等の確認もこの解析の中で分かるわけでしょうか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

これは基となるのが地図情報システムということになっておりますので、そういった部分ではしっかりと作業道も、林道も映っておる、また、地形もきちっと解析ができておる、また、樹種、杉なのか、ヒノキなのか、または竹なのか、そういった部分まで解析がしっかりできております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

そういうことであれば、先ほど答弁の中にもありましたように、この森林資源解析の業務は今年度で全て終わるという予定になっております。ということは、どの地域のどこら辺、どの森林というか、林地に道路が、作業道なり、施業道なり、林道なりというのは十分把握ができておるということで認識してよろしいですかね。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

その解析というところでは、それこそ森林所有者の方に実際アンケート調査をお渡ししておるわけですがけれども、実際それが届いて初めて自分が森林所有者だったという方とかもたくさんおられます。また、自分の森林がどこにあるかというのも分からない方もたくさんお

られます。そういった部分で、解析業務としまして、航空写真も含めたところでのデータをまず調査票と一緒にお渡ししております。そこである程度の認識をしていただいた後に、林業事業体に経営管理を委託したいという場合は、さらに次の年に詳細な現地確認調査というのを実施して、より細かな森林資源解析を行っておるというところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

今の答弁は所有者がどうかという話だったと思いますけど、いわゆる全体的な市の森林の解析したデータは林業振興課で今保管してあるということですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

失礼いたしました。そのデータにつきましては林業振興課内では見られるようになっております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

それでは、2番目の森林環境譲与税の使途についてお伺いをいたしたいと思います。

まず、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年3月29日公布）ということになっておりますけれども、これの34条で森林環境譲与税の使途と、それに「市町村は、譲与を受けた森林環境譲与税の総額を次に掲げる施策に要する費用に充てなければならない。」ということで2点法律の中に記載があります。これはかなり抽象的というか、理念的に書いてありますので、これは相当幅広く解釈が可能なのではないかなと思いますけれども、課長の判断はどういう判断をしてありますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

活用方法についての御質問ということ……（「法律に書いてある、これはどう解釈するかということ。すみません。聞き方が悪かったですかね」と呼ぶ者あり）

○12番（堤 康幸君）

さっき言いました法律の第34条に、「一 森林の整備に関する施策」、それから、「二 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他森林整備の促進に関する施策」、市町村がやれるということでかなり幅広くこの使途について34条に書いてあります。この範囲の中で今判断して譲与税を使ってあるということよろしいですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

失礼しました。議員おっしゃるとおりに、その趣旨に沿って活用いたしております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

同じく34条の第3項に、「市町村及び都道府県の長は、地方自治法第233条第3項の規定により決算を議会の認定に付したときは、遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項について、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。」と公表が義務づけられており、それが八女市のホームページのほうに載っております。ここに令和6年度森林環境譲与税使途実績というのがあります。この使える範囲が森林整備に関することというかなり大きなくりで書いてありますので、当然、作業道、あるいは施業道の整備にも使えると解釈しますが、そういう認識でよろしいですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

八女市におきましては、どちらかといいますと、生産性を生むための林業施業の関係とといった方向での譲与税の活用を中心に進めております。

実際、その譲与税の活用方法としましては、議員おっしゃられますように、林道とか、あと作業道の維持管理にも使えるということになっておりますので、その辺りはまたいろいろと協議しながら進めていくべきことだと認識しておるところでございます。

○12番（堤 康幸君）

使えるということですけど、実際、全国の例を見てみますと、宮崎県の延岡市、作業道の補修ということで14路線、4,555メートルの整備を行ったという事例もあります。

それと、森林経営体の皆さん方に話を伺うと、恐らく今のままの状態で行くと、これは人工林が対象になっていきますけど、半分ぐらいしか活用できんのじゃないかと。その原因がやっぱり道路なんですよ、道がない。人工林ですから、当然そこに植え付けてあるわけで、時代の流れの中で、前は人の足で入って、ほとんど馬で谷端を引き出して、そういうところにも植林がなされておったということで、今は要するに機械化が進んでおる関係で、道路がないと管理ができないと、そういう状況の変化があると思います。

私らが小学生の頃というとは60年以上前の話になりますけど、登下校の最中に必ず馬車馬と言っておりましたけど、馬とすれ違っておりました。登校時は馬が山のほうに上っていく、下校時は馬が仕事を終えて帰ってくる。大体地域の中に何軒か馬を持ってある、そういう作業に従事してあった方がおられました。そういうときに切り出して植え付けてある山が、今になると手が入らない。ということは、今に合わせるというのは道を入れられるところは入るしかない。さっき航空レーザー測量の中の資源解析で、そういう部分がはっきりと明瞭であれば、戦略的にそこをしっかりと利用していくということであれば、道路の敷設をまず考えるべきではないかなと考えますが、いかがでしょうか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

八女の林業を振興していくためには、そういった路網の整備というのは必要不可欠だと認識をいたしておるところでございます。

また一方、八女には、例えば、索道を張って河川系で木材を搬出しておる技術も持ち合わせた業者もおりますので、そういった自然を相手にしたところでの作業道の整備というところになってくるかと思っておりますので、そういった部分は森林従事者の方や事業体などの方の声を聞きながら進めていくべきところかなと感じております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

森林そのものに道がないという話は事業体の方からお伺いをした件であります。現場の意見です。

先ほど言いました宮崎県の延岡市、これは令和6年度の環境税の取組状況についてということで林野庁の資料でございますけれども、金額的には延岡市の交付額が201,116千円、そのうちの8,780千円を路線の整備に使ってあるようであります。

今回提示された議案の中に辺地に係る整備計画の変更というのがあって、あれも林道の整備がうたわれております。せっかくレーザーで測量して解析をして、ここら辺に道があったら、その周辺の森林が相当生きてくる、そこに手を入れられるということが分かったということであれば、そこら辺をしっかりと手当てをしていく必要があるのではないかなと考えますけれども、何回も同じことですが、すみません、お願いします。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

林業の生産性を上げるということは、施業地の集約化というのが非常に重要だと考えております。そういった中では、そういった作業道を開設して施業を楽にするといいますか、スピーディーにするといいますか、そういったところは、しっかり今回の森林経営管理制度を進めていく中で十分協議をしていかなければならないことだと認識しております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

それで、この使途実績の中に基金積立て、今この譲与税の基金総額は幾らありますか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

令和7年現在の基金の残高につきましては163,000千円と認識しております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

この基金163,000千円、令和8年度に交付されるのが大体これくらいの予算になっている

ようでございますけれども、今年度の1年分丸々が今基金に積み上がっていると。

この基金の積立ての目的をここに書いてありますけれども、令和2年、令和3年は県が実施する航空レーザー測量に係る森林資源解析に充当するためと。それから、令和4年、令和5年、令和6年は森林経営管理制度に係る森林整備事業に活用するためと、この基金積立ての目的が記載をしてありますが、この制度が続く限り、基本的には毎年譲与されるということでしょう。それを基金に積み立てる必要があるのかと素朴な疑問を感じますけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

この森林環境譲与税につきましては、1回国のほうから市のほうに基金として積立てを行いまして、そして、一般会計のほうに繰り入れるという予算措置になっておるところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

そういうことではと思うけど、基金の残高があるというか、その基金があるわけですよね。せつかくあるとなら事業をやって使ったほうがいい。使えないというか、要するに使ったらん要因が人材不足にあるのではないかなとも考えておるところです。

副市長にお尋ねしたいと思いますけれども、この森林環境譲与税、要するに森林経営管理計画制度ができ、実際運用を開始されたのが平成31年、5月から令和になりますけれども、その以前、30年度の林業振興課の職員の数、このメンバーの中でキャリアが一番長いんですけど、副市長のほうに、何名おられましたか。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

正直申しましてはつきり覚えておりませんが、5名だったかと思います。もし違っていましたら、後ほど訂正させていただきます。

○12番（堤 康幸君）

多分間違っていないと思います。前の庁舎のときから私も林業振興課に行ったときに、この人数でこの福岡県一の森林面積の管理ができるとかいと、そういう話はいつもしとった経緯があります。

要するに、令和元年からということではと思うけど、現在1億円以上、1億五、六千万円の交付がなされる、そういう予算が来ることになって、まだ職員の数が同じ5名。この分の仕事は増えておるわけですよね。そこら辺はどう解釈するのか。職員にその分頑張ってもら、努力してもら。この制度をうまく利用して八女の森林資源をしっかりと有効活用するため

には、特に林業の場合は非常に期間が長いですよね、長期的な視点が当然必要になります。それで、異動のある職員で構成されている林業振興課でその業務に当たるといって、林業の専門家が必要ではないかなと常々感じておるところです。

そういう中で、地域林政アドバイザーという制度があって、それをこの譲与税で対応できるということになっておると思いますけれども、そこら辺の認識はどうですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

福岡県におきましては、地域林政アドバイザーとして、総合森林管理士の方を派遣したりする事業がございます。八女市におきましても、福岡県に相談する際にそういった専門の方に本森林経営管理制度に対する御相談をさせていただいたり、そういった活用はいたしております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

利用はしてあるということですね。専門家が課の中に常駐する必要があるのではないかなと思います。農業の場合は、JAだとか、それから、福岡県八女普及指導センターあたりにそういう技術的な専門家がおられますけれども、福岡県筑後農林事務所にそういう人材がおられるかもしれませんけれども、市としてこういう人を入れる必要があるのではないかなと考えますけれども、副市長お願いします。

○副市長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

森林管理事業を円滑に進めるために専門的な知見が必要ではないかということの御指摘でございますが、確かに専門的な知識、あるいは技術が必要な分野だと思っております。

ただ一方で、長期的に考える場合に、議員がおっしゃったとおり、いわゆる営業をしていないとか、自分で管理をしないで施業につなげない森林を市が引き受けるという制度、それが根本的な課題だろうと思っております。そうした場合には、市が直営で八女の森林を管理するという事も想定をする必要がある。そうした場合にそういう人材をどう確保するかという分は長期的なスパンになって、私どもとしては構想する必要があると思っております。

御指摘いただいた森林総合管理士というのは、その施業の判断をするとか、そういう知見に基づいてアドバイスをするとかいう形で今必要ではないかという御指摘をいただいていると思っておりますが、私どもとしては、長期的な八女市の森林をどうする、いわゆる施業者で管理していただく分は施業者に任せるとして、そうではない想定する市が抱える必要があるであろうという森林をどう管理していくかという部分をしっかり考えていくという中で、その中に専門的な人材が必要ということであれば、当然そういう分も視野に入れるということだろ

うと思っております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

この地域林政アドバイザー制度の活用ということで、これも林野庁の資料ですけれども、市町村や都道府県が森林林業に関して、知識や経験を有する技術者の雇用または技術者が所属する法人等への事務委託を通じて市町村の森林林業行政の体制支援を図るものということになっています。

先ほど言いましたように、これだけの事業が新たに加わったのに対して、今の体制では恐らく職員が足りんと私は思っております。先ほども言いましたけれども、林業経営体の方から、道がないところには入れんと。恐らく半分ぐらいは活用できんまま終わるのではないかなど。市長答弁の中には、福岡県森林環境税を活用した荒廃森林整備事業をしながらということになりますけれども、そういうことをするにしても、道路あるいはそういう森林全体のゾーニングをするには、ある程度のアドバイザ的な役割の必要性があるのではないかなど思いますが、直接課長の立場から人を増やしてくれとはなかなか言いにくいかもしれませんが、思いを。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

議員がおっしゃっていただいております林業の専門的知識を持った職員による数十年先を見据えた生きた計画を立てるということは大変重要なことだと認識しております。また、森林管理は、単に木を植えて切るだけの作業ではなくて、山の地質や気象、樹種特性、また、木材市場の動向などを総合的に判断する高度な技術が必要と認識しております。そういった世代をまたいで林業経営方針を維持するという持続性を求められると考えております。

現在実施しております森林経営管理制度は、まさにこの専門知識の不足を補うための仕組みでもありますし、今後、県や森林組合などの専門的知識を有する機関と連携を行い、事業の適切な推進に努めてまいりたいと思っております。また、八女の森林の将来、目指す姿、その指標にもなるような森林ビジョンの作成等も視野に入れながら、この制度の推進に当たっていきたいと考えております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

そういうアドバイザーあたりをしっかりと使い込んで、少なくとも基金に積み上げずに、どんどん事業がやれるような状況をつくってもらうほうがいいのではないかなど考えておるところです。

それから4番目ですけど、持続的循環利用、これも非常に長期的な視点が必要になってきます。今、伐って、使って、植えて、育てると、循環利用ですけども、こういうことにしても、素材そのものの需要がどうなるか分からないと。特に直交集成板の利用がかなり進んできておる状況です、CLT材ですけど。こういうやつが今から建築の主流になってくると、要するに用材の柱材とか板材とかじゃなく、ちょっと質が変わってきはせんかなと考えておりますけど、そこら辺はどうですか。

○林業振興課長（月足和憲君）

お答え申し上げます。

今CLTの話が出ましたけれども、これにつきましては、議員の皆様も福岡県の職員がお見えになってそういった研修を受けられたと記憶しておりますけれども、福岡県のほうがまさに県産材を使いまして、CLT加工の実証試験が去年と今年行われておるとお聞きしておるところでございます。その材がどれくらいの大きさの材を活用してするかというところは、私よく存じ上げておりませんが、八女市内には、要は大径木という大きな、それこそ樹齢が高齢級になってきておりますので、そういった主伐を行って森を更新していくというような作業も必要ですし、また、40年か50年ぐらいで間伐を入れたりしてもっと利用しやすい木を育てていくという施業のやり方とか、いろんな施業のやり方があると思いますので、そういった活用を今後考えていかなければならないのではないかと考えておるところでございます。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

建築方法が変われば、当然その用材の需要、どこら辺が要るかというのが変わってくるのではないかな。長伐期多間伐林業家もおられます。そういうやつはそういうやつでちゃんと需要はあるとは思いますが、今ほとんど60年とか、伐期をちょっと過ぎたような森林が八女市内には非常に多い。手入れがされていないということは、いわゆる森林経営管理制度の根幹にあります管理をして二酸化炭素を吸収する、そういうことがほとんどできない森林が多い。森林が多いと、全てそういうCO₂の削減に貢献しよるかという、結局どんどん木が成長せんことにはCO₂の固定はできんわけですから、しっかり手を入れて、手が入られるような環境をつくっていくということになると、道路の問題と人材の問題が当然必要になってくると考えておりますので、大変な規模の地域資源でありますので、ここが有効に活用できるように、今後とも御尽力をお願いしたいと思います。

特にこの質問で言いたかったのは、人材の問題とそういう道路、せつかくお金があるならば、使ったほうがいいんじゃないか、いろいろなその使い方は当然工夫をしてもらわなきゃいかんと思いますけれども、基金に積み上げるよりかしっかりと使い込んでいくようお願い

したいと思えます。

2番目の優良農地の保全策についてということでお伺いしたいと思えますけれども、この保全という意味、うまく農業振興課のほうで理解をしていただいて答弁書を書いていただいております。

本来、保全というのは、土壌の流亡、流出とか、そういうことを指しておるといのは狭義の定義だそうでございます。広義にいうと、流出したやつが排水路にたまって支障が出ると、そういうところを保全するということだそうですけども、この意味は私の思いとしては、しっかりしたいい作物ができる可能性のあるところを次につないでいく、いかに継承、再生という表現を使ったほうがいいのではなかったのかなと今反省をしておるところですが、この質問に入る前に、平成25年3月、ちょうど13年前、八女市環境センターの稼働が停止をいたしました。当時、地元の行政区長を務めておりました関係で、環境センターに感謝をするという理由づけをしながら、この敷地内で花見を開催して、当時の市長においでいただいたということで、そのときに秘書でありました馬場教育部長が出席をしていただきましたので、その当時の印象と、環境センターができる前、あの場所がどういう状況だったか、わからんならわからんでいいです、その感想をお聞きしたいと思えます。

○教育部長（馬場浩義君）

お答えいたします。

当時、秘書広報係長として市長に随行していろんなところを回らせていただいた一つに、環境センターのそういったイベントがあってお寄りさせていただいたことを非常に覚えております。

といいますのが、そのイベントのことを思い出しましたが、環境センター内に少し開けた場所がありまして、その周りが小高い山で囲まれている。そこで地域の皆さんが集まって思い思いの料理を持ち寄られて歓談する、そういった場面がございました。私が非常に感動したのが、その小高い山々には、コブシ、それから桜、これが山々全体に植えられておまして、先ほど言われたように、3月下旬だったでしょうか、コブシの白い花と桜のピンクの花が山一面に咲き誇っておまして、その光景が何とも言えずすばらしかったということを印象として覚えておるところでございます。

あと、地域の皆さんの笑顔も満開でございました。私自身の仕事をしていく上で非常に心に残る風景の一つとなっております。

以上でございます。（「元そこは何だ」と呼ぶ者あり）

これが正解かどうか分かりませんが、元はミカンをされておったんではないかと聞いた覚えがあります。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

実はそのとおりです。あそこはもともとミカン山跡地で、昭和46年に第2次構造改善事業の指定を受けて、昭和47年から昭和50年に造成をしてミカンが植え付けられたと。ちょうどその事業の間の昭和48年にミカンの大暴落が起きて、せっかく植え付けた畑の管理が十何年後には耕作を完全に放棄されとったというところまではいきませんでしたけれども、ほぼそれに近い状態。そこに焼却場の誘致がなされて、あの誘致があっていなかったら、あそこは多分今鳥獣のすみかになって、周辺は大変な被害を受けておる状況ではないかなと思っておるところです。

私も仕事柄、九州各県の中山間地をずっと回りますけれども、そもそもそういう目でしか見ないから、ここはちょっと造成して、例えば、ミカンを植える、ブドウを作ったり、キウイを作ったら、物すごいやつができませんかなと、そういう目でずっと各地区を回るわけですが、そういうところは八女市内にもしっかり気づくところがあります。

地域からここを何とかしてくれという意見が出れば、これが一番いい形だろうと思いますけれども、地域にもそれだけの意欲も元気もなくなってきているような状況もあって、できれば行政のほうで、こういう優良な生産物が生産できる場所はしっかりと行政主導で残す努力をするべきではないかなと思っておりますので、そういうための手段を何か考えてあるかどうかということと質問していたところでございます。

○農業振興課長（栗原勝久君）

御説明申し上げます。

議員御指摘のとおり、担い手が減少の中、荒廃園地等もたくさん出てきております。担い手の確保については、これまで八女市は先見的に取り組んでおりますけれども、やはり施設園芸中心での仕組みづくりにとどまっております、今後重要な課題としましては、特に中山間問題を聞かれてありますので、8割が占めております。果樹、お茶が中心の産地でございますので、その点については園地情報、いわゆる荒廃園地も含めた、また、担い手の規模拡大の需要とか、そういったデータ整理が全然できておりませんので、そういったところは十分整理しながら仕組みをつくっていきたいと思いますし、あわせて、優良な荒廃園地というのは、ぜひこれは再生していく必要があると思いますので、そういった事業については、中間管理事業は単なる貸し借りの制度にとどまらず、集落に担い手の一定団地化できる人のソフト的な支援とか、当然、機構を中心とした整備事業も出てきておりますので、総合的に組み合わせながら取組を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○12番（堤 康幸君）

今しっかりまとめてもらったような答弁でございましたので、あれですけれども、果樹農

業の振興を図るための基本方針というのが、昨年の4月30日に農林水産省から出ておりまして、5年前、令和2年にも同じような方針で、恐らく5年後の改定した部分だろうと思います。

それぞれの政令指定品目の生産目標が数字で上げてあります。温州ミカン、令和5年に68万2,000トン、令和12年に67万5,000トン、これは令和2年の計画では78万4,000トンの目標指標になっておりました。ブドウ、梨、柿、全て下方修正がなされておりますけれども、現時点での生産量よりか、この目標設定のほうが多い。ということは、まだ増産をしてもいいという判断ができるのではないかなと思います。唯一キウイだけは令和2年よりか1,000トン生産目標が増えております、2万6,000トン。市内でもキウイの生産者が畑を探しておられるというのはよく耳にすることでもあります。

そういうことを含めて、この答弁にもありますように、農地パトロール等をしながら、市内の農地の把握は十分できておるものと思いますので、整備をして、次に生かせるところは、地域の意見を聞いてじゃなしに、市の判断でそういうところを積極的にやってもらうということが必要ではないかなと思うところです。

2番目に、農地中間管理機構関連農地整備事業、いわゆる通称ゼロ事業という言い方をしておりますけれども、こういうやつは手段の一つであって、地元負担が基本的にゼロであると。ただ、認定農業者に8割を集積するというのが、今その地区における農業者だけではなかなか無理と。認定農業者はしっかり希望を持って管理をしてありますので、よそからの希望者を募るほかはないのではないかなとも考えております。

中山間地域の景観も含めて、そういう活性化のためには、当然、施設栽培というのも重要な手段でありますけれども、露地の果樹というのが非常にポイントになってくると思います。そういう面で、今、課長が答弁されましたように、しっかりと地域の農地に目配りをして、今後どういう形がいいのか。いっぱいありますよね、ここはちょっと手を入れると相当稼ぐ場所になるということについての思いを語っていただいて、市長、お願いします。

○市長（簗原悠太郎君）

お答え申し上げます。

八女の基盤産業は農業であるとずっと一貫して申し上げておりますけれども、この農業の一番の基盤は農地、そして、担い手でございますので、その優良な農地をしっかりと残していく、維持、活用していくということは非常に重要だと思います。

その優良農地を保全するための策というところは、私の冒頭の答弁、また、担当課長からも話があったところですが、この答弁ができていなかったところで非常に重要だと思うのは、やはり一度荒廃してしまうと、それをまた元の農地に戻すのは非常に労力がかかる、やはり農地が荒れてしまう前に、農地として農地のまま維持していく、しっかり次の担い手、

後継者に引き継いでいくということが大事なんだと思います。

そういった意味で、当然、行政もしっかり答弁の中で申し上げた農地パトロールでしたり、中間管理制度等を活用した次の担い手への円滑な引継ぎ、そういったところに取り組んでいけないといけないですけれども、やはり農業というのはあくまで民間主体の取組であって、農業までも全部行政でやるというのは難しいところですので、農業従事者の方、農協をはじめ、各関係機関とそこはしっかり連携を取りながら、常に八女市内の優良農地も含め、農地全体の状況に常に目配せをしながら、しっかり農地を残していく、活用していく、そういった取組はしっかりやっていきたいと思います。

以上です。

○12番（堤 康幸君）

第一整備室長におわびを申し上げながら終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（橋本正敏君）

12番堤康幸議員の質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

会期日程に従い、明日6日は休会とし、9日から議案審議を行います。

本日はこれもちまして散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時 散会